

第 7 回原子力委員会
資料第 3-5 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）

改正案
現行

改正案	現行
目次	目次
第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 製錬の事業に関する規制（第三条―第十二条の七）	第二章 製錬の事業に関する規制（第三条―第十二条の五）
第三章 加工の事業に関する規制（第十三条―第二十二條の九）	第三章 加工の事業に関する規制（第十三条―第二十二條の七）
第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十三条―第四十三條の三の四）	第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十三条―第四十三條の三）
第四章の二 貯蔵の事業に関する規制（第四十三條の四―第四十三條の二十八）	第四章の二 貯蔵の事業に関する規制（第四十三條の四―第四十三條の二十六）
第五章 再処理の事業に関する規制（第四十四条―第五十一条）	第五章 再処理の事業に関する規制（第四十四条―第五十一条）
第五章の二 廃棄の事業に関する規制（第五十二条の二―第五十一条の二十六）	第五章の二 廃棄の事業に関する規制（第五十一条の二―第五十一条の二十四）
第五章の三 核燃料物質等の使用等に関する規制（第五十二条―第五十七條の八）	第六章 核燃料物質等の使用等に関する規制（第五十二条―第六十一条の二の二）
第六章 原子力事業者等に関する規制等（第五十八条―第六十一条）	第六章の二 国際規制物資の使用等に関する規制等
第六章の二 国際規制物資の使用等に関する規制（第六十一条の三―第六十一条の九の四）	第一節 国際規制物資の使用等に関する規制（第六十一条の三―第六十一条の九の二）

第二節 指定情報処理機関（第六十一条の十―第六十一条の二十）	第二節 指定情報処理機関（第六十一条の十―第六十一条の二十）
第三節 指定保障措置検査等実施機関（第六十一条の二十三の二―第六十一条の二十三の二十一）	第三節 指定保障措置検査等実施機関（第六十一条の二十三の二―第六十一条の二十三の二十一）
第六章の三 機構の行う溶接検査等（第六十一条の二十四―第六十一条の二十七）	第六章の三 機構の行う溶接検査等（第六十一条の二十四―第六十一条の二十七）
第七章 雑則（第六十二条―第七十六条）	第七章 雑則（第六十二条―第七十六条）
第八章 罰則（第七十六条の二―第八十四条）	第八章 罰則（第七十六条の二―第八十四条）
第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第八十五条―第八十九条）	第九章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第八十五条―第八十九条）
附則	附則
(指定の取消し等)	(指定の取消し等)
第十条 (略)	第十条 (略)

2 経済産業大臣は、製錬事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。	2 経済産業大臣は、製錬事業者が次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。
一 第五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。	一 第五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。
二 (略)	二 (略)
三 第十一條の二第二項の規定による命令に違反したとき。	四 第十一條の三第二項の規定による命令に違反したとき。
四七 (略)	五八 (略)

八 第十二条の六第一項の規定に違反して製錬の事業を廃止したとき。

九 第十二条の六第二項の規定に違反したとき。

十 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十二 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

十三 第六十二条の二第二項又は第二項の条件に違反したとき。

（特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等）

第十一条の二 (略)

（核物質防護規定）

第十二条の二 製錬事業者は、第十一条の二第一項に規定する場合に、経済産業省令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 3 4 (略)

5 製錬事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定

九 第五十八条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十 第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

十二 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。

第十一条の二 削除

（特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等）

第十一条の三 (略)

（核物質防護規定）

第十二条の二 製錬事業者は、第十一条の三第一項に規定する場合に、経済産業省令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 3 4 (略)

の遵守の状況について、経済産業大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 前項の検査に当たつては、経済産業大臣の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて経済産業省令で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（核物質防護管理者）

第十二条の三 製錬事業者は、第十一条の二第一項に規定する場合に、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、経済産業省令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 (略)

（核物質防護管理者）

第十二条の三 製錬事業者は、第十一条の三第一項に規定する場合に、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、経済産業省令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 (略)

(事業の廃止に伴う措置)

- 第十二条の六 製錬事業者は、その事業を廃止しようとするときは、製錬施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の経済産業省令で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）を講じなければならない。
- 2 製錬事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（以下この条及び次条において「廃止措置計画」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。
- 3 製錬事業者は、前項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 4 経済産業大臣は、前二項の認可の申請に係る廃止措置計画が経済産業省令で定める基準に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。
- 5 製錬事業者は、第二項の認可を受けた廃止措置計画について第三項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 6 製錬事業者は、第二項の認可を受けた廃止措置計画（第三項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後

のもの）に従つて廃止措置を講じなければならない。

- 7 経済産業大臣は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた製錬事業者に対し、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
- 8 製錬事業者は、廃止措置が終了したときは、その結果が経済産業省令で定める基準に適合していることについて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。
- 9 製錬事業者が前項の規定による確認を受けたときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。
- (指定の取消し等に伴う措置)
- 第十二条の七 製錬事業者が第十条の規定により指定を取り消されたとき、又は製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたときは、旧製錬事業者等（第十条の規定により指定を取り消された製錬事業者又は製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第十一条から第十二条の五までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお製錬事業者とみなす。
- 2 旧製錬事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措

- 設計画を定め、第十条の規定により製錬事業者としての指定を取り消された日又は製錬事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならぬ。
- 3] 旧製錬事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。
 - 4] 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
 - 5] 経済産業大臣は、第二項及び前項の認可の申請に係る廃止措置計画が前条第四項の経済産業省令で定める基準に適合していると認めるときは、第二項及び前項の認可をしなければならない。
 - 6] 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画について第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
 - 7] 旧製錬事業者等は、第二項の認可を受けた廃止措置計画（第四項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて廃止措置を講じなければならない。
 - 8] 経済産業大臣は、前項の規定に違反して廃止措置を講じた旧製錬事業者等に対し、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
 - 9] 旧製錬事業者等は、廃止措置が終了したときは、その結果が前条

第八項の経済産業省令で定める基準に適合していることについて、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

(設計及び工事の方法の認可)

第十六条の二 加工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、加工施設の工事に着手する前に、加工施設に関する設計及び工事の方法（第十六条の四第一項に規定する加工施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。）について経済産業大臣の認可を受けなければならない。加工施設を変更する場合における当該加工施設についても、同様とする。

2・3 (略)

4] 加工事業者は、第一項の認可を受けた加工施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(使用前検査)
第十六条の三 (略)

2 (略)

一 その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていること。

二 (略)

(設計及び工事の方法の認可)

第十六条の二 加工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、加工施設の工事に着手する前に、加工施設に関する設計及び工事の方法（第十六条の四第一項に規定する加工施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。）について経済産業大臣の認可を受けなければならない。加工施設を変更する場合における当該加工施設についても、同様とする。

2・3 (略)

(使用前検査)
第十六条の三 (略)

2 (略)

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 (略)

<p>3・4 (略)</p> <p>(施設定期検査)</p> <p>第十六条の五 加工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、加工施設のうち政令で定めるものの性能について、経済産業大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。ただし、第二十二條の八第二項の認可を受けた場合(経済産業省令で定める場合を除く。)は、この限りでない。</p> <p>254 (略)</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 経済産業大臣は、加工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第十五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。</p> <p>二5十 (略)</p> <p>十一 第二十二條の八第一項の規定に違反して加工の事業を廃止したとき。</p> <p>十二 第二十二條の八第二項の規定に違反したとき。</p> <p>十三 第五十八條第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>(施設定期検査)</p> <p>第十六条の五 加工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、加工施設のうち政令で定めるものの性能について、経済産業大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。</p> <p>254 (略)</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第二十条 (略)</p> <p>2 経済産業大臣は、加工事業者が次の各号の一に該当するときは、第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第十五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。</p> <p>二5十 (略)</p> <p>十一 第五十八條の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。</p>
--	---

<p>十四 第五十九條第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>十五 第五十九條の二第二項の規定に違反したとき。</p> <p>十六 (略)</p> <p>十七 第六十二條の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。</p> <p>十八・十九 (略)</p> <p>(保安規定)</p> <p>第二十二條 (略)</p> <p>255 (略)</p> <p>6 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第二十二條第五項」と読み替えるものとする。</p>	<p>十二 第五十九條の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>十三 第五十九條の三第二項の規定に違反したとき。</p> <p>十四 (略)</p> <p>十五 第六十二條第一項又は第二項の条件に違反したとき。</p> <p>十六・十七 (略)</p> <p>(保安規定)</p> <p>第二十二條 (略)</p> <p>255 (略)</p> <p>6 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第二十二條第五項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第二十二條第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第二十二條第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。</p> <p>(加工施設の解体)</p> <p>第二十二條の二 加工事業者(第六十六條第一項に規定する者のうち加工事業者に係る者を含む。次項において同じ。)は、加工施設を解体しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、</p>
---	--

(核燃料取扱主任者)

第二十二條の二 (略)

(核物質防護規定)

第二十二條の六 (略)

2 第二十二條の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十二條の六第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「加工事業者」と読み替えるものとする。

(事業の廃止に伴う措置)

第二十二條の八 加工事業者は、その事業を廃止しようとするときは、加工施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他経済産業省令で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。

必要があると認めるときは、加工事業者に対し、加工施設の解体の方法の指定、核燃料物質による汚染の除去その他核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

(核燃料取扱主任者)

第二十二條の二 (略)

(核物質防護規定)

第二十二條の六 (略)

2 第二十二條の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「加工事業者」と読み替えるものとする。

2 加工事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第十二條の六第三項から第九項までの規定は、加工事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十二條の八第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第二十二條の八第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第二十二條の八第二項」と、同条第九項中「第三條第一項の指定」とあるのは「第十三條第一項の許可」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第二十二條の九 加工事業者が第二十條の規定により許可を取り消されたとき、又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八條第一項若しくは第十九條第一項の規定による承継がなかつたときは、旧加工事業者等(第二十條の規定により許可を取り消された加工事業者又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八條第一項若しくは第十九條第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第十六條の五、第二十一條から第二十二條の二まで及び第二十二條の四から第二十二條の七までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の

適用については、第五項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお加工事業者とみなす。

2 旧加工事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第二十条の規定により加工事業者としての許可を取り消された日又は加工事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならぬ。

3 旧加工事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第一項の規定により加工事業者とみなされた旧加工事業者等が第二項の認可を受けた場合（経済産業省令で定める場合を除く。）には、第十六条の五の規定は、適用しない。

5 第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧加工事業者等の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第二十二條の九第二項」と読み替えるほか、同条第五項中「前条第四項」とあるのは「第二十二條の八第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第二十二條の八第三項において準用する前条第八項」と読み替えるものとする。

（設計及び工事の方法の認可）

第二十七條 原子炉設置者は、主務省令（主務大臣の発する命令をいう。以下この章において同じ。）で定めるところにより、原子炉施設

（設計及び工事の方法の認可）

第二十七條 原子炉設置者は、主務省令（主務大臣の発する命令をいう。以下この章において同じ。）で定めるところにより、原子炉施設

設の工事に着手する前に、原子炉施設に関する設計及び工事の方法（第二十八條の二第一項に規定する原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。）について主務大臣の認可を受けなければならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。

2・3 (略)

4 原子炉設置者は、第一項の認可を受けた原子炉施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(使用前検査)

第二十八條 (略)

2 (略)

一 その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていること。

二 (略)

3 (略)

(施設定期検査)

第二十九條 原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、原子炉施設のうち政令で定めるものの性能について、主務大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。ただし、第四十三條の

設の工事に着手する前に、原子炉施設に関する設計及び工事の方法（第二十八條の二第一項に規定する原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。）について主務大臣の認可を受けなければならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。

2・3 (略)

(使用前検査)

第二十八條 (略)

2 (略)

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 (略)

3 (略)

(施設定期検査)

第二十九條 原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、原子炉施設のうち政令で定めるものの性能について、主務大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。

三の二第二項の認可を受けた原子炉については、主務省令で定める場合を除き、この限りでない。

2・3 (略)

(運転計画)

第三十条 原子炉設置者は、主務省令(第二十三条第一項第三号に掲げる原子炉であつて発電の用に供するものについては文部科学省令・経済産業省令、同項第四号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては経済産業省令・国土交通省令、同項第五号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては文部科学省令・国土交通省令)で定めるところにより、その設置に係る原子炉(政令で定める原子炉に該当するものを除く。)の運転計画を作成し、主務大臣(同項第三号に掲げる原子炉であつて発電の用に供するものについては文部科学大臣及び経済産業大臣、同項第四号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては経済産業大臣及び国土交通大臣、同項第五号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては文部科学大臣及び国土交通大臣)に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉については、この限りでない。

(許可の取消し等)

第三十三条 (略)

2 主務大臣は、原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、

2・3 (略)

(運転計画)

第三十条 原子炉設置者は、主務省令(第二十三条第一項第三号に掲げる原子炉であつて発電の用に供するものについては文部科学省令・経済産業省令、同項第四号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては経済産業省令・国土交通省令、同項第五号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては文部科学省令・国土交通省令)で定めるところにより、その設置に係る原子炉(政令で定める原子炉に該当するものを除く。)の運転計画を作成し、主務大臣(同項第三号に掲げる原子炉であつて発電の用に供するものについては文部科学大臣及び経済産業大臣、同項第四号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては経済産業大臣及び国土交通大臣、同項第五号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものについては文部科学大臣及び国土交通大臣)に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(許可の取消し等)

第三十三条 (略)

2 主務大臣は、原子炉設置者が次の各号の一に該当するときは、第

は、第二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ずることができる。
一 第二十五条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 十 (略)

十一 第四十三条の三の二第二項の規定に違反して原子炉を廃止したとき。

十二 第四十三条の三の二第二項の規定に違反したとき。

十三 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十五 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十六 (略)

十七 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十八 (略)

十九 (略)

二十 (略)

3 国土交通大臣は、外国原子力船運航者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条の二第一項の許可を取り消すことができる。

一 前項第一号、第三号、第十三号、第十四号又は第二十号に掲げるとき。

二十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ずることができる。

一 第二十五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 十 (略)

十一 第五十八条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十二 第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十三 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

十四 (略)

十五 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十六 (略)

十六の二 (略)

十七 (略)

3 国土交通大臣は、外国原子力船運航者が次の各号の一に該当するときは、第二十三条の二第一項の許可を取り消すことができる。

一 前項第一号、第三号、第十一号、第十二号又は第十七号に掲げるとき。

二 (略)
三 第六十二條の二第一項の条件に違反したとき。

(保安規定)

第三十七條 (略)

255 (略)

6 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同條第六項中「前項」とあるのは「第三十七條第五項」と、「經濟産業大臣」とあるのは「第二十三條第二項に規定する主務大臣」と、「經濟産業省令」とあるのは「第二十七條第一項に規定する主務省令」と読み替えるものとする。

第三十八條 訓除

二 (略)
三 第六十二條第一項の条件に違反したとき。

(保安規定)

第三十七條 (略)

255 (略)

6 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同條第六項中「前項」とあるのは「第三十七條第五項」と、「經濟産業大臣」とあるのは「第二十三條第二項に規定する主務大臣」と、「經濟産業省令」とあるのは「第二十七條第一項に規定する主務省令」と、同條第七項中「前項第一号」とあるのは「第三十七條第六項において準用する前項第一号」と、同條第八項中「第六項」とあるのは「第三十七條第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

(原子炉の解体)

第三十八條 原子炉設置者(第六十六條第一項に規定する者のうち原子炉設置者に係る者を含む。次項において同じ。)は、原子炉を解体しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、原子炉設置者に対し、原子炉の解体の方法の指定、核燃料物質による汚染の除去その他核燃料物質、核燃料物

(原子炉の譲受け等)
第三十九條 (略)

254 (略)

5 第二項の許可を受けて原子力船を譲り受けた者は、原子炉設置者とみなす。この場合において、第二十六條第一項中「第二十三條第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項」とあり、及び同條第二項中「第二十三條第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項」とあるのは「政令で定める事項」と、第三十三條及び第四十三條の三の二第三項中「第二十三條第一項」とあるのは「第三十九條第二項」と読み替えるものとする。

(核物質防護規定)

第四十三條の二 (略)

2 第十二條の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同條第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同條第五項の検査について準用する。この場合において、同條第二項中「經濟産業大臣」とあるのは「第二十三條第二項に規定する主務大臣」と、「前項」とあるのは「第四十三條の二第一項」と、同條第三項中「經濟産業大臣」とあるのは「第二十三條第二項に規定する主務大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置

質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

(原子炉の譲受け等)

第三十九條 (略)

254 (略)

5 第二項の許可を受けて原子力船を譲り受けた者は、原子炉設置者とみなす。この場合において、第二十六條第一項中「第二十三條第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項」とあり、及び同條第二項中「第二十三條第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項」とあるのは「政令で定める事項」と、第三十三條及び第六十五條第二項中「第二十三條第一項」とあるのは「第三十九條第二項」と読み替えるものとする。

(核物質防護規定)

第四十三條の二 (略)

2 第十二條の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「經濟産業大臣」とあるのは「主務大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と読み替えるものとする。

者」と、同条第四項中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、同条第五項中「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「第二十三条第二項に規定する主務大臣」と、同条第六項中「経済産業大臣」とあるのは「第二十三条第二項に規定する主務大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と読み替えるものとする。

(原子炉の廃止に伴う措置)

第四十三条の三の二 原子炉設置者は、原子炉を廃止しようとするときは、原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の主務省令で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。

2| 原子炉設置者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ主務省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

3| 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、原子炉設置者の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは「第二十三条第二項に規定する主務大臣」と読み替えるほか、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条

の三の二第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三条の三の二第二項及び前項」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の二第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の二第二項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は原子炉」と、同条第八項中「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第二十三条第一項の許可は、第四十三条の三の二第二項の認可に係る原子炉について」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第四十三条の三の三 原子炉設置者が第三十三条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたとき、又は原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項の規定による承継がなかつたときは、旧原子炉設置者等(第三十三条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消された原子炉設置者又は原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相

続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第二十九条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条、第四十条及び第四十二条から第四十三条の三までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお原子炉設置者とみなす。

2 旧原子炉設置者等は、主務省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第三十三条第一項若しくは第二項の規定により原子炉設置者としての許可を取り消された日又は原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から主務省令で定める期間内に主務大臣に認可の申請をしなければならない。

3 旧原子炉設置者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧原子炉設置者等の廃止措置について、第二十二條の九第四項の規定は旧原子炉設置者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは、「第四十三條の三の三第二項」と、「経済産業省令」とあるのは、「第二十七條第一項に規定する主務省令」と、「経済産業大臣」とあるのは、「第二十三條第二項に規定する主務大臣」と読み替えるほか、第十二條の七第五項中「前條第四項」とあるのは、「第四十三條の三の二第三項において準用する前條第四項」と、同條第八項中「又は」とあるのは、「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは、「汚染された物又は原子炉」と、同條第九項中「前條第八

項」とあるのは、「第四十三條の三の二第三項において準用する前條第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは、「第四十三條の三の三第一項」と、「加工事業者」とあるのは、「原子炉設置者」と、「第十六條の五」とあるのは、「第二十九條」と読み替えるものとする。

(政令)の委任

第四十三條の三の四 外国原子力船運航者についての原子炉の廃止又は外国原子力船運航者の第三十三條第三項の規定による許可の取消しの場合については、政令で、外国原子力船運航者が講ずべき原子炉の廃止等に伴う核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止のための措置に関し必要な事項を定めることができる。

2 前項の規定による政令には、必要な罰則を設けることができる。
3 前項の罰則に規定することができる罰は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金又はこれらの併科とする。

(事業の許可)

第四十三條の四 使用済燃料（実用発電用原子炉その他その運転に伴い原子炉施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。以下この章並びに第六十條第一項、第七十七條第六号の二及び第七十八條第十六号の二において同じ。）の貯蔵（原子炉設置者、外国原

(事業の許可)

第四十三條の四 使用済燃料（実用発電用原子炉その他その運転に伴い原子炉施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。以下この章並びに第六十條第一項、第六十六條第三項及び第七十七條第六号の二において同じ。）の貯蔵（原子炉設置者、外国原子力船

子力船運航者、第四十四条第一項の指定を受けた者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が原子炉施設、第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は第五十二条第七号に規定する使用施設に付随する同項第八号に規定する貯蔵施設において行うものを除くものとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備（以下「使用済燃料貯蔵設備」という。）において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」という。）の事業を行うおとす者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

(設計及び工事の方法の認可)

第四十三条の八 使用済燃料貯蔵事業者は、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の工事に着手する前に、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法（第四十三条の十第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。）について経済産業大臣の認可を受けなければならない。使用済燃料貯蔵施設を変更する場合における当該使用済燃料貯蔵施設についても、同様とする。

2・3 (略)

4 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項の認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に

運航者、再処理事業者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が原子炉施設、再処理施設又は同条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第八号に規定する貯蔵施設において行うものを除くものとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備（以下「使用済燃料貯蔵設備」という。）において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」という。）の事業を行うおとす者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

(設計及び工事の方法の認可)

第四十三条の八 使用済燃料貯蔵事業者は、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の工事に着手する前に、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法（第四十三条の十第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。）について経済産業大臣の認可を受けなければならない。使用済燃料貯蔵施設を変更する場合における当該使用済燃料貯蔵施設についても、同様とする。

2・3 (略)

届け出なければならない。

(使用前検査)

第四十三条の九 (略)

2 (略)

一 その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていること。

二 (略)

3 (略)

(施設定期検査)

第四十三条の十一 使用済燃料貯蔵事業者は、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて経済産業省令で定める期間ごとに経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合（経済産業省令で定める場合を除く。）は、この限りでない。

2・3 (略)

(貯蔵計画)

第四十三条の十三 使用済燃料貯蔵事業者は、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の貯蔵計画を作成し、経済産業

(使用前検査)

第四十三条の九 (略)

2 (略)

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 (略)

3 (略)

(施設定期検査)

第四十三条の十一 使用済燃料貯蔵事業者は、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて経済産業省令で定める期間ごとに経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。

2・3 (略)

(貯蔵計画)

第四十三条の十三 使用済燃料貯蔵事業者は、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の貯蔵計画を作成し、経済産業

大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

(許可の取消し等)

第四十三条の十六 (略)

2 経済産業大臣は、使用済燃料貯蔵事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の四第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第四十三条の六第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 十 (略)

十一 第四十三条の二十七第一項の規定に違反して使用済燃料の貯蔵の事業を廃止したとき。

十二 第四十三条の二十七第二項の規定に違反したとき。

十三 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十五 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

十六 (略)

十七 第六十二条の二第二項又は第二項の条件に違反したとき。

十八・十九 (略)

大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(許可の取消し等)

第四十三条の十六 (略)

2 経済産業大臣は、使用済燃料貯蔵事業者が次の各号の一に該当するときは、第四十三条の四第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第四十三条の六第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 十 (略)

十一 第五十八条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十二 第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十三 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

十四 (略)

十五 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十六・十七 (略)

(保安規定)

第四十三条の二十 (略)

2 5 (略)

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第四十三条の二十第五項」と読み替えるものとする。

(保安規定)

第四十三条の二十 (略)

2 5 (略)

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第四十三条の二十第五項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは、「第四十三条の二十第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは、「第四十三条の二十第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

(使用済燃料貯蔵施設の解体)

第四十三条の二十一 使用済燃料貯蔵事業者(第六十六条第一項に規定する者のうち使用済燃料貯蔵事業者に係る者を含む。次項において同じ。)は、使用済燃料貯蔵施設を解体しようとするときは、経

済産業省令で定めるところにより、あらかじめ経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、使用済燃料貯蔵施設の解体の方法の指定、使用済燃料による汚染の除去その他の使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

第四十三条の二十一 削除

(核物質防護規定)

第四十三條の二十五 (略)

2 第十二條の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三條の二十五第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と読み替えるものとする。

(事業の廃止に伴う措置)

第四十三條の二十七 使用済燃料貯蔵事業者は、その事業を廃止しようとするときは、使用済燃料貯蔵施設の解体、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料によつて汚染された物の廃棄その他の経済産業省令で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第十二條の六第三項から第九項までの規定は、使用済燃料貯蔵事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三條の二十七第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三條の二十七第二項及び前項」とする。

(核物質防護規定)

第四十三條の二十五 (略)

2 第十二條の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは、「使用済燃料貯蔵事業者」と読み替えるものとする。

と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三條の二十七第二項」と、同条第七項中「核燃料物質」とあるのは「使用済燃料」と、同条第九項中「第三條第一項の指定」とあるのは「第四十三條の四第一項の許可」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第四十三條の二十八 使用済燃料貯蔵事業者が第四十三條の十六の規定により許可を取り消されたとき、又は使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三條の十四第一項若しくは第四十三條の十五第一項の規定による承継がなかつたときは、旧使用済燃料貯蔵事業者等(第四十三條の十六の規定により許可を取り消された使用済燃料貯蔵事業者又は使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三條の十四第一項若しくは第四十三條の十五第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第四十三條の十一、第四十三條の十七から第四十三條の二十まで及び第四十三條の二十二から第四十三條の二十六までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第四項において準用する第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお使用済燃料貯蔵事業者とみなす。

2 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三條の十六の規定により使用済燃

料貯蔵事業者としての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならない。

3) 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4) 第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧使用済燃料貯蔵事業者等の廃止措置について、第二十一条の九第四項の規定は旧使用済燃料貯蔵事業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三條の二十八第二項」と読み替えるほか、第十二條の七第五項中「前條第四項」とあるのは「第四十三條の二十七第三項において準用する前條第四項」と、同條第八項中「核燃料物質」とあるのは「使用済燃料」と、同條第九項中「前條第八項」とあるのは「第四十三條の二十七第三項において準用する前條第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三條の二十八第一項」と、「加工事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と、「第十六條の五」とあるのは「第四十三條の十一」と読み替えるものとする。

(設計及び工事の方法の認可)

第四十五条 再処理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設の工事に着手する前に、再処理施設に関する設計及び工事の方法（第四十六条の二第一項に規定する再処理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ

(設計及び工事の方法の認可)

第四十五条 再処理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設の工事に着手する前に、再処理施設に関する設計及び工事の方法（第四十六条の二第一項に規定する再処理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において

。）について経済産業大臣の認可を受けなければならない。再処理施設を変更する場合における当該再処理施設についても、同様とする。

2・3 (略)

4) 再処理事業者は、第一項の認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の方法について第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(使用前検査)

第四十六条 (略)

2 (略)
一 その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていること。

3 (略)
二 (略)

(施設定期検査)

第四十六条の二の二 再処理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設のうち政令で定めるものの性能について、経済産業大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合（経済産業省令で定め

同じ。）について経済産業大臣の認可を受けなければならない。再処理施設を変更する場合における当該再処理施設についても、同様とする。

2・3 (略)

(使用前検査)

第四十六条 (略)

2 (略)
一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

3 (略)
二 (略)

(施設定期検査)

第四十六条の二の二 再処理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設のうち政令で定めるものの性能について、経済産業大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。

る場合を除く。）は、この限りでない。

2・3 (略)

(使用計画)

第四十六条の四 再処理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設の使用計画を作成し、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。ただし、第五十条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

(指定の取消し等)

第四十六条の七 (略)

2 経済産業大臣は、再処理事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第四十四条の三第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 四 (略)

五 第五十条の二第二項において準用する第二十二条の五の規定による命令に違反したとき。

六 第五十条の三第一項の規定に違反したとき。

七 第五十条の三第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第五十条の三第二項において準用する第十二条の二第四項の規

2・3 (略)

(使用計画)

第四十六条の四 再処理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設の使用計画を作成し、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

(指定の取消し等)

第四十六条の七 (略)

2 経済産業大臣は、再処理事業者が次の各号の一に該当するときは、第四十四条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第四十四条の三第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 四 (略)

五 第五十条の三第二項において準用する第二十二条の五の規定による命令に違反したとき。

六 第五十条の四第一項の規定に違反したとき。

七 第五十条の四第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第五十条の四第二項において準用する第十二条の二第四項の規

定に違反したとき。

九 第五十条の四第一項の規定に違反したとき。

十 第五十条の四第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十条の五第一項の規定に違反して再処理の事業を廃止したとき。

十二 第五十条の五第二項の規定に違反したとき。

十三 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十五 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十六 (略)

十七 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十八・十九 (略)

(保安規定)

第五十条 (略)

2・5 (略)

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第五十条第五項」と読み替えるものとする。

定に違反したとき。

九 第五十一条第一項の規定に違反したとき。

十 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十八条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十二 第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十三 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

十四 (略)

十五 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十六・十七 (略)

(保安規定)

第五十条 (略)

2・5 (略)

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第五十条第五項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは、「第五十条第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六

項」とあるのは「第五十条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

(再処理施設の解体)

第五十条の二 再処理事業者(第六十六条第一項に規定する者のうち再処理事業者に係る者を含む。次項において同じ。)は、再処理施設を解体しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、再処理事業者に対し、再処理施設の解体の方法の指定、使用済燃料による汚染の除去その他使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

(核燃料取扱主任者)

第五十条の三 (略)

2 第二十二條の二第二項、第二十二條の四及び第二十二條の五の規定は、前項の核燃料取扱主任者に準用する。

(核物質防護規定)

第五十条の四 (略)

2 第十二條の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬

(核燃料取扱主任者)

第五十条の二 (略)

2 第二十二條の二第二項、第二十二條の四及び第二十二條の五の規定は、前項の核燃料取扱主任者に準用する。

(核物質防護規定)

第五十条の三 (略)

2 第十二條の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準

事業者」とあるのは、「再処理事業者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)

第五十一条 (略)

(事業の廃止に伴う措置)

用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十条の三第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「再処理事業者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)

第五十条の四 (略)

第五十条の五 再処理事業者は、その事業を廃止しようとするときは、再処理施設の解体、その保有する使用済燃料又は使用済燃料から分離された物の譲渡し、使用済燃料による汚染の除去、使用済燃料又は使用済燃料から分離された物によつて汚染された物の廃棄その他の経済産業省令で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。

2 再処理事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第十二條の六第三項から第九項までの規定は、再処理事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十条の五第二項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第五十条の五第二項及び前項」と、同条第五項及び第

六項中「第二項」とあるのは「第五十条の五第二項」と、同条第七項中「核燃料物質又は核燃料物質」とあるのは「使用済燃料若しくは使用済燃料から分離された物又はこれら」と、同条第九項中「第三条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

(指定の取消し等に伴う措置)

第五十一条 再処理事業者が第四十六条の七の規定により指定を取り消されたとき、又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたときは、旧再処理事業者等（第四十六条の七の規定により指定を取り消された再処理事業者又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第四十六条の二の二及び第四十七条から第五十条の四までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお再処理事業者とみなす。

2 旧再処理事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十六条の七の規定により再処理事業者としての指定を取り消された日又は再処理事業者の解散若しくは死亡の日

から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしなければならぬ。

3 旧再処理事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧再処理事業者等の廃止措置について、第二十二条の九第四項の規定は旧再処理事業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十一条第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十条の五第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「核燃料物質又は核燃料物質」とあるのは「使用済燃料若しくは使用済燃料から分離された物又はこれら」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十条の五第三項において準用する前条第八項」と、第二十二条の九第四項中「第一項」とあるのは「第五十一条第一項」と、「加工事業者」とあるのは「再処理事業者」と、「第十六条の五」とあるのは「第四十六条の二」と読み替えるものとする。

(事業の許可)

第五十一条の二 (略)

一 (略)

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物についての廃棄物埋設その他の最終的な処分がされるまでの間において行われる放射線による障害の防止を目的とした管理その他の管理又は処

(事業の許可)

第五十一条の二 (略)

一 (略)

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物についての廃棄物埋設、第六十一条の二の二第六項に規定する海洋投棄その他の最終的な処分がされるまでの間において行われる放射線による

理であつて政令で定めるもの（以下「廃棄物管理」という。）

2・3 (略)

(設計及び工の方法の認可)

第五十一条の七 第五十一条の二第一項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者（以下「廃棄物管理事業者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、政令で定める廃棄物管理施設（以下この章において「特定廃棄物管理施設」という。）の工事に着手する前に、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工の方法（第五十一条の九第一項に規定する特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条において同じ。）について経済産業大臣の認可を受けなければならない。特定廃棄物管理施設を変更する場合における当該特定廃棄物管理施設についても、同様とする。

2・3 (略)

4 廃棄物管理事業者は、第一項の認可を受けた特定廃棄物管理施設に関する設計及び工の方法について第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(使用前検査)

第五十一条の八 (略)

障害の防止を目的とした管理その他の管理又は処理であつて政令で定めるもの（以下「廃棄物管理」という。）

2・3 (略)

(設計及び工の方法の認可)

第五十一条の七 第五十一条の二第一項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者（以下「廃棄物管理事業者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、政令で定める廃棄物管理施設（以下この章において「特定廃棄物管理施設」という。）の工事に着手する前に、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工の方法（第五十一条の九第一項に規定する特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。）について経済産業大臣の認可を受けなければならない。特定廃棄物管理施設を変更する場合における当該特定廃棄物管理施設についても、同様とする。

2・3 (略)

(使用前検査)

第五十一条の八 (略)

2 (略)

一 その工事が前条第一項の認可を受けた設計及び方法（同条第二項又は第四項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていること。

3 (略)

(施設定期検査)

第五十一条の十 廃棄物管理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定廃棄物管理施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて経済産業省令で定める期間ごとに経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合（経済産業省令で定める場合を除く。）は、この限りでない。

2・3 (略)

(許可の取消し等)

第五十一条の十四 (略)

2 経済産業大臣は、廃棄事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。
一 第五十一条の四第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

2 (略)

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

3 (略)

(施設定期検査)

第五十一条の十 廃棄物管理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定廃棄物管理施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて経済産業省令で定める期間ごとに経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。

2・3 (略)

(許可の取消し等)

第五十一条の十四 (略)

2 経済産業大臣は、廃棄事業者が次の各号の一に該当するときは、第五十一条の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。
一 第五十一条の四第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二〇十一 (略)

十二 第五十一条の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止したとき。

十三 第五十一条の二十五第二項の規定に違反したとき。

十四 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十五 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十六 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

十七 (略)

十八 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十九、二十 (略)

(保安規定)

第五十一条の十八 (略)

256 (略)

7 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第五十一条の十八第六項」と読み替えるものとする。

二〇十一 (略)

十二 第五十八条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十三 第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

十五 (略)

十六 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十七、十八 (略)

(保安規定)

第五十一条の十八 (略)

256 (略)

7 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十一条の十八第六項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十一条の十八第七項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十一条の十八第七項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

(核物質防護規定)

第五十一条の二十三 (略)

2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条の二十三第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「廃棄物管理事業者」と読み替えるものとする。

(事業の廃止に伴う措置)

第五十一条の二十五 廃棄事業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃棄物管理施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の経済産業省令で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。

2 廃棄事業者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、経済産業省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、廃棄事業者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十一条の二十五第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十一条の二十五第二項及び前項」と、同条第

(核物質防護規定)

第五十一条の二十三 (略)

2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは、「廃棄物管理事業者」と読み替えるものとする。

五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十一条の二十五第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第五十一条の第二項の許可」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第五十一条の二十六 廃棄事業者が第五十一条の十四の規定により許可を取り消されたとき、又は廃棄事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十一条の十二第二項若しくは第五十一条の十三第一項の規定による承継がなかつたときは、旧廃棄事業者等(第五十一条の十四の規定により許可を取り消された廃棄事業者又は廃棄事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十一条の十二第二項若しくは第五十一条の十三第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第五十一条の十、第五十一条の十五から第五十一条の十八まで及び第五十一条の二十から第五十一条の二十四までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第四項において準用する第十二条の第七九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお廃棄事業者とみなす。

2 旧廃棄事業者等は、経済産業省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第五十一条の十四の規定により廃棄事業者としての許可を取り消された日又は廃棄事業者の解散若しくは死亡の日から経済産業省令で定める期間内に経済産業大臣に認可の申請をしな

ればならない。

3 旧廃棄事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧廃棄事業者等の廃止措置について、第十二条の九第四項の規定は旧廃棄事業者等(廃棄物管理事業者に係る者に限る。)について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十一条の二十六第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十一条の二十五第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十一条の二十五第三項において準用する前条第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第五十一条の二十六第一項」と、「加工事業者」とあるのは「廃棄物管理事業者」と、「第十六条の五」とあるのは「第五十一条の十」と読み替えるものとする。

第五章の三 核燃料物質等の使用等に関する規制

(許可の取消し等)

第五十六条 文部科学大臣は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて核燃料物質の使用の停止を命ずることができる。

第六章 核燃料物質等の使用等に関する規制

(許可の取消し等)

第五十六条 文部科学大臣は、使用者が次の各号の一に該当するときは、第五十二条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて核燃料物質の使用の停止を命ずることができる。

一 第五十四条第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二・三 (略)

四 第五十七条第一項、第五十七條の四又は第五十七條の五の技術上の基準に違反したとき。

五〇十 (略)

十一 第五十七條の六第一項の規定に違反して核燃料物質のすべての使用を廃止したとき。

十二 第五十七條の六第二項の規定に違反したとき。

十三 第五十八條第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十九條第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十五 第五十九條の二第二項の規定に違反したとき。

十六 (略)

十七 第六十二條の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十八・十九 (略)

(保安規定)

第五十六條の三 (略)

255 (略)

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第

一 第五十四条第二号から第四号までの」に該当するに至つたとき。

二・三 (略)

四 第五十七條第一項、第五十八條又は第五十九條の技術上の基準に違反したとき。

五〇十 (略)

十一 削除

十二 第五十八條の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十三 第五十九條の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十九條の三第二項の規定に違反したとき。

十五 (略)

十六 第六十二條第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十七・十八 (略)

(保安規定)

第五十六條の三 (略)

255 (略)

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第

五十六條の三第五項」と、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と読み替えるものとする。

(核物質防護規定)
第五十七條の二 (略)

2 第十二條の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「前項」とあるのは「第五十七條の二第一項」と、同条第三項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「使用者」と、同条第四項中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と、同条第五項中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第六項中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と読み替えるものとする。

(廃棄の基準)

五十六條の三第五項」と、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十六條の三第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十六條の三第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

(核物質防護規定)
第五十七條の二 (略)

2 第十二條の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

(廃棄の基準)

(運搬の基準)

第五十七条の五 使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬(使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。)について、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

(使用の廃止に伴う措置)

第五十七条の六 使用者は、核燃料物質のすべての使用を廃止しようとするときは、使用施設等の解体、その保有する核燃料物質の譲渡、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の文部科学省令で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。

2 使用者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、使用者の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるほか、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十七条の六第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第四項中「前二項」とあ

るのは「第五十七条の六第二項及び前項」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第五項中「第二項」とあるのは「第五十七条の六第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「第五十七条の六第二項」と、同条第八項中「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第九項中「第三條第一項の指定」とあるのは「第五十二条第一項の許可」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第五十七条の七 使用者が第五十六条の規定により許可を取り消されたとき、又は使用者が解散し、若しくは死亡したときは、旧使用者等(同条の規定により許可を取り消された使用者又は使用者が解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは死亡したときの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第五十六条の二から第五十七条の五までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお使用者とみなす。

2 旧使用者等は、文部科学省令で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第五十六条の規定により使用者としての許可を取り消された日又は使用者の解散若しくは死亡の日から文部科学省令で定める期間内に文部科学大臣に認可の申請をしなければならない。

3| 旧使用者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。

4| 第十二条の七第四項から第九項までの規定は、旧使用者等の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第五十七条の七第二項」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるほか、同条第五項中「前条第四項」とあるのは「第五十七条の六第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第五十七条の六第三項において準用する前条第八項」と読み替えるものとする。

(核原料物質の使用の届出等)

第五十七条の八 核原料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一| 製錬事業者が核原料物質を製錬の事業の用に供する場合
 - 二| 第六十一条の三第一項の許可を受けた者が国際規制物資である核原料物質を当該許可を受けた使用の目的に使用する場合
 - 三| 放射能濃度又は含有するウラン若しくはトリウムの数量が政令で定める限度を超えない核原料物質を使用する場合
- 2| 前項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一| 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二| 使用の目的及び方法

三| 核原料物質の種類

四| 使用の場所

五| 予定使用期間及び年間(予定使用期間が一年に満たない場合にあつては、その予定使用期間)の予定使用量

六| 核原料物質の使用に係る施設の位置、構造及び設備の概要

3| 第一項の規定による届出をした者(以下「核原料物質使用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、文部科学大臣に届け出なければならない。

4| 核原料物質を使用する者は、核原料物質の使用(第一項第一号又は第三号に該当する使用を除く。次項において同じ。)については、文部科学省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

5| 文部科学大臣は、核原料物質の使用について前項の基準に適合していないと認めるときは、当該核原料物質を使用する者に対し、その基準に適合するように是正すべきことを命ずることができる。

6| 核原料物質使用者は、文部科学省令で定めるところにより、核原料物質の使用に關し文部科学省令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

7| 核原料物質使用者は、当該届出に係る核原料物質のすべての使用

を廃止したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

8) 核原料物質使用者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

第六章 原子力事業者等に関する規制等

(廃棄に関する確認等)

第五十八条 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。以下「原子力事業者等」という。)が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。次条第一項、第五十九条の二第一項及び第六十一条の二第一項において「工場等」という。)の外において廃棄する場合においては、主務省令(次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条にお

(廃棄に関する確認等)

第五十八条の二 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(以下この条において「使用者等」という。)が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を使用施設等、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。第五十九条の二第一項、第五十九条の三第一項及び第六十六条第二項において「工場等」という。)の外において廃棄する場合においては、主務省令(次の各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。)で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

いて同じ。)で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。)

二 使用者(旧使用者等を含む。) 文部科学大臣
三 原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。) 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣

四 (略)

2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力事業者等は、その廃棄に関する措置が同項の規定に基づく主務省令の規定に適合することについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣(同項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。)の確認を受けなければならない。

3 第一項の場合において、主務大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄に関する措置が同項の規定に基づく主務省令の規定に違反していると認めるときは、原子力事業者等に対し、廃棄の停止その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

一 使用者 文部科学大臣
二 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者 経済産業大臣

三 原子炉設置者 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣

四 (略)

2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、その廃棄に関する措置が同項の規定に基づく主務省令の規定に適合することについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣(同項各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。)の確認を受けなければならない。

3 第一項の場合において、主務大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄に関する措置が同項の規定に基づく主務省令の規定に違反していると認めるときは、使用者等に対し、廃棄の停止その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

(運搬に関する確認等)

第五十九条 原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下この条において同じ。)は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、運搬する物に關しては主務省令(次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に應じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。)、その他の事項に關しては主務省令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令)で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置(当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置)を講じなければならない。

(運搬の基準)

第五十九条 使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬(使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。)について、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

(運搬に関する確認等)

第五十九条の二 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者(以下この条において「使用者等」という。)は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く。)においては、運搬する物に關しては主務省令(次の各号に掲げる使用者等の区分に應じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。)、その他の事項に關しては主務省令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令)で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置(当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置)を講じなければならない。

- 一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。)
- 二 並びにこれらの者から運搬を委託された者 経済産業大臣
- 三 使用者(旧使用者等を含む。以下この号において同じ。)
- 四 原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。以下この号において同じ。)
- 五 及び当該原子炉設置者から運搬を委託された者 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に應じ、当該各号に定める大臣

四 (略)

2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止及び特定核燃料物質の防護のため特に必要がある場合として政令で定める場合ときは、原子力事業者等は、その運搬に關する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、運搬する物に關しては主務省令で定めるところにより主務大臣(同項各号に掲げる原子力事業者等の区分に應じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。))の、その他の事項に關しては主務省令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令)で定めるところにより主務大臣(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通大臣)の確認を受けなければならない。

- 一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及びこれらの者から運搬を委託された者 経済産業大臣
- 二 並びにこれらの者から運搬を委託された者 経済産業大臣
- 三 原子炉設置者及び当該原子炉設置者から運搬を委託された者 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に應じ、当該各号に定める大臣

四 (略)

2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止及び特定核燃料物質の防護のため特に必要がある場合として政令で定める場合ときは、使用者等は、その運搬に關する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、運搬する物に關しては主務省令で定めるところにより主務大臣(前項各号に掲げる使用者等の区分に應じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。))の、その他の事項に關しては主務省令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令)で定めるところにより主務大臣(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通大臣)の確認を受けなければならない。

3 原子力事業者等は、運搬に使用する容器について、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けることができる。この場合において、「承認容器」という。）については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。

4 第一項の場合において、主務大臣又は国土交通大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、原子力事業者等に対し、同項に規定する当該措置の区分に応じ、運搬の停止その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。

5 第一項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力事業者等は、内閣府令で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受けなければならない。

6・7 (略)

8 第一項に規定する場合において、運搬証明書の交付を受けたときは、原子力事業者等は、当該運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しなければならない。

9 運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、原子力事業者等は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県

3 使用者等は、運搬に使用する容器について、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けることができる。この場合において、「承認容器」という。）については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。

4 第一項の場合において、主務大臣又は国土交通大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者等に対し、同項に規定する当該措置の区分に応じ、運搬の停止その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。

5 第一項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、内閣府令で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受けなければならない。

6・7 (略)

8 第一項に規定する場合において、運搬証明書の交付を受けたときは、使用者等は、当該運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しなければならない。

9 運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、使用者等は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県公安委

公安委員会に届け出て、その書換えを受けなければならない。

10 運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、原子力事業者等は、内閣府令で定めるところにより、その事由を付して交付を受けた都道府県公安委員会にその再交付を文書で申請しなければならない。

11・14 (略)

員会に届け出て、その書換えを受けなければならない。

10 運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、使用者等は、内閣府令で定めるところにより、その事由を付して交付を受けた都道府県公安委員会にその再交付を文書で申請しなければならない。

11・14 (略)

第五十九条の二 原子力事業者等は、特定核燃料物質が当該原子力事業者等の工場等から運搬され又は外国の工場等から当該原子力事業者等の工場等に運搬される場合で政令で定める場合においては、運搬が開始される前に、当該特定核燃料物質が発送人の工場等から搬出されてから受取人の工場等に搬入されるまでの間における当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者（本邦外において当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者を含む。）を明らかにし、当該特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他の文部科学省令で定める事項について発送人、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者及び受取人の間で取決めが締結されるよう措置しなければならない。

2 前項の場合において、原子力事業者等は、同項の運搬が開始される前に、同項に規定する取決めの締結について、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の確認を受けなければならない。

第五十九条の三 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（以下この条において「使用者等」という。）は、特定核燃料物質が当該使用者等の工場等から運搬され又は外国の工場等から当該使用者等の工場等に運搬される場合で政令で定める場合においては、運搬が開始される前に、当該特定核燃料物質が発送人の工場等から搬出されてから受取人の工場等に搬入されるまでの間における当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者（本邦外において当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者を含む。）を明らかにし、当該特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他の文部科学省令で定める事項について発送人、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者及び受取人の間で取決めが締結されるよう措置しなければならない。

2 前項の場合において、使用者等は、同項の運搬が開始される前に、同項に規定する取決めの締結について、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の確認を受けなければならない。

(受託貯蔵者)

第六十条 原子力事業者等(外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者及び廃棄事業者(旧使用済燃料貯蔵事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。))を除く。から核燃料物質の貯蔵(使用済燃料の貯蔵を除く。))を委託された者(以下「受託貯蔵者」という。))は、当該核燃料物質を貯蔵する場合においては、主務省令(次の各号に掲げる受託貯蔵者の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。))で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 製錬事業者、加工事業者又は再処理事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等又は旧再処理事業者等を含む。))から当該核燃料物質の貯蔵を委託された者 経済産業大臣
- 二 使用者(旧使用者等を含む。))から当該核燃料物質の貯蔵を委託された者 文部科学大臣
- 三 原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。))から当該核燃料物質の貯蔵を委託された者 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣

254 (略)

(譲渡し及び譲受けの制限)

第六十一条 核燃料物質は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、国際約束に基づき

- い。
- 一 八 (略)
- 九 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等が、第十二条の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の三第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十六第二項又は第五十七條の七第二項の認可を受けた廃止措置計画(第十二條の七第四項又は第六項(これらの規定を第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。))の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの(に従つて核燃料物質を譲り渡し、又はその核燃料物質を譲り受ける場合

- 十 (略)

(放射能濃度についての確認等)

第六十一条の二 原子力事業者等は、工場等において用いた資料その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして主務省令(次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣(以下この条において「主務大臣」という。))の発する命令をいう。以下この条において同じ。))で定める基準を超えないことにより

(受託貯蔵者)

第六十条 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者又は使用者から核燃料物質の貯蔵(使用済燃料の貯蔵を除く。))を委託された者(以下「受託貯蔵者」という。))は、当該核燃料物質を貯蔵する場合においては、主務省令(次の各号に掲げる受託貯蔵者の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。))で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 製錬事業者、加工事業者又は再処理事業者から当該核燃料物質の貯蔵を委託された者 経済産業大臣
- 二 使用者から当該核燃料物質の貯蔵を委託された者 文部科学大臣
- 三 原子炉設置者から当該核燃料物質の貯蔵を委託された者 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣

254 (略)

(譲渡し及び譲受けの制限)

第六十一条 核燃料物質は、次の各号の一に該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、国際約束に基づき

- い。
- 一 八 (略)
- 九 第六十六條第一項の規定に基づく主務省令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、又はその核燃料物質を譲り受ける場合

- 十 (略)

(核原料物質の使用の届出等)

第六十一条の二 核原料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 製錬事業者が核原料物質を製錬の事業の用に供する場合
- 二 第六十一条の三第一項の許可を受けた者が国際規制物資である核原料物質を当該許可を受けた使用の目的に使用する場合

て、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けることができる。

一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）
二 経済産業大臣

二 使用者（旧使用者等を含む。）
三 原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。）
四 外国原子力船運航者 国土交通大臣

2] 前項の確認を受けようとする者は、主務省令で定めるところによりあらかじめ主務大臣の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、その確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

3] 第一項の規定により主務大臣の確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質によつて汚染された物でないものとして取り扱うものとする。

4] 経済産業大臣は、製錬事業者、加工事業者、特定原子炉設置者（原子炉設置者のうち実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る者をいう。以下この項において同じ。）、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者（旧製錬事業者

三 放射能濃度又は含有するウラン若しくはトリウムの量が政令で定める限度を超えない核原料物質を使用する場合

2] 前項の規定により届出をしようとする者は、次の事項を記載した書類を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 使用の目的及び方法
三 核原料物質の種類
四 使用の場所
五 予定使用期間並びに年間（予定使用期間が一年に満たない場合にあつては、その予定使用期間）予定使用量

六 核原料物質の使用に係る施設の位置、構造及び設備の概要

3] 第一項の規定による届出をした者（以下「核原料物質使用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、文部科学大臣に届け出なければならない。

4] 核原料物質を使用する者は、核原料物質の使用（第一項第一号又は第三号に該当する使用を除く。次項において同じ。）については、文部科学省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

5] 文部科学大臣は、核原料物質の使用について前項の基準に適合していないと認めるときは、当該核原料物質を使用する者に対し、その基準に適合するように是正すべきことを命ずることができる。

6] 核原料物質使用者は、文部科学省令で定めるところにより、核原料物質の使用に関し文部科学省令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等（特定原子炉設置者に係る者に限る。）、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）に係る第一項の確認に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

5] 機構は、前項の規定により確認に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。

第六十一条の二の二 核原料物質、核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、次の各号の一に該当する場合のほか、海洋投棄をしてはならない。

一 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は廃棄事業者が第五十八条の二第二項の規定による確認を受けた場合（第六十六条第一項に規定する者が同条第二項において準用する第五十八条の二第二項の規定による確認を受けた場合を含む。）

二 次項から第五項までに規定する者がこれらの規定において準用する第五十八条の二第二項の規定による確認を受けた場合

三 人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構造物の安全を確保するためやむを得ない場合

2] 第五十八条の二の規定は、製錬事業者（第十条の規定により指定

を取り消された者及び第六十五条第一項又は第三項の規定により届出をしなければならない者を含む。第五項において同じ。）が核原料物質又は核原料物質によつて汚染された物の海洋投棄をする場合に準用する。

3 第五十八条の二の規定は、廃棄事業者（第五十一条の十四の規定により許可を取り消された者及び第六十五条第一項又は第三項の規定により届出をしなければならない者を含む。第五項において同じ。）が核原料物質又は核原料物質によつて汚染された物の海洋投棄をする場合に準用する。

4 第五十八条の二第二項の規定は、核原料物質使用者又は次条第一項の許可を受けた者（前条第一項第三号に該当する核原料物質である国際規制物質を使用する者を除く。）が核原料物質又は核原料物質によつて汚染された物の海洋投棄をする場合に準用する。この場合において、第五十八条の二第二項中「主務省令」とあるのは、「文部科学省令」と、「主務大臣（前項各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。）とあるのは、「文部科学大臣」と読み替えるものとする。

5 第五十八条の二第二項並びに前条第四項及び第五項の規定は、第六十一条の六の規定により次条第一項の許可を取り消された者又は第六十五条第一項若しくは第四項の規定により届出をしなければならない者（製錬事業者及び廃棄事業者を除く。）が核原料物質又は核原料物質によつて汚染された物の海洋投棄をする場合に準用する。この場合において、第五十八条の二第二項中「主務省令」とある

のは「文部科学省令」と、「主務大臣（前項各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。）とあるのは「文部科学大臣」と読み替えるものとする。

6 この条において、「海洋投棄」とは、船舶、航空機若しくは人工海洋構造物から海洋に物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構造物において廃棄する目的で物を燃焼させることをいう。ただし、船舶、航空機若しくは人工海洋構造物から海洋に当該船舶、航空機若しくは人工海洋構造物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構造物において廃棄する目的で当該船舶若しくは人工海洋構造物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を燃焼させることを除く。

（使用の許可及び届出等）
第六十一条の三 国際規制物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
一〜五 （略）

2 （略）

（使用の許可及び届出等）
第六十一条の三 国際規制物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
一〜五 （略）

六 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等が第十二条の七第九項（第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第五十一条第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物質を使用する場合

2

3 核原料物質について第一項の許可を受けようとする者は、前項の申請書に第五十七条の八第二項第六号の事項を記載した書類を添付しなければならない。ただし、同条第一項第三号に該当する場合は、この限りでない。

4 第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する者は、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定使用期間を文部科学大臣に届け出なければならない。

5・6 (略)

7 第一項第六号に該当する場合には、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、文部科学省令で定めるところにより、第十条若しくは第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは第二十条、第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第五十六条の規定により加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から文部科学省令で定める期間内に、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定使用期間を文部科学大臣に届け出なければならない。

8 旧使用済燃料貯蔵事業者等は、第四十三条の二十八第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間において国際規制物資を貯蔵する場合には、文部科学省令で定める

3 核原料物質について第一項の許可を受けようとする者は、前項の申請書に第六十一条の二第二項第六号の事項を記載した書類を添付しなければならない。ただし、同条第一項第三号に該当する場合は、この限りでない。

4 第一項各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者は、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定使用期間を文部科学大臣に届け出なければならない。

5・6 (略)

ところにより、第四十三条の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者として許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から文部科学省令で定める期間内に、その貯蔵する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される貯蔵の期間を文部科学大臣に届け出なければならない。

9 旧廃棄事業者等は、第五十一条の二十六第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間において国際規制物資を廃棄する場合には、文部科学省令で定めるところにより、第五十一条の十四の規定により廃棄事業者としての許可を取り消された日又は廃棄事業者の解散若しくは死亡の日から文部科学省令で定める期間内に、その廃棄する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される廃棄の期間を文部科学大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第六十一条の六 文部科学大臣は、国際規制物資使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十一条の三第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて国際規制物資の使用の停止を命ずることができる。

一 第六十一条の四第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二・三 (略)

四 第六十二条の二第二項の条件に違反したとき。

(許可の取消し等)

第六十一条の六 文部科学大臣は、国際規制物資使用者が次の各号の一に該当するときは、第六十一条の三第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて国際規制物資の使用の停止を命ずることができる。

一 第六十一条の四第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二・三 (略)

四 第六十二条第二項の条件に違反したとき。

(記録)

第六十一条の七 国際規制物資を使用している者(国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者(旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下この条において同じ。))及び国際規制物資を廃棄している廃棄事業者(旧廃棄事業者等を含む。以下この条において同じ。))を含む。第六十一条の九 第六十七條第一項、第六十八條第十五項から第十八項まで、第七十八條第二十九号及び第八十條第十号において同じ。)は、文部科学省令で定めるところにより、国際規制物資の使用(使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。次条第一項及び第六十一条の十において同じ。))に関し文部科学省令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所(船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶。第六十一条の八の二第二項第一号、第六十一条の二十三の七第三項、第六十八條(第二項及び第五項を除く。)、第七十一條第二項及び第七十二條第三項において同じ。))に備えて置かなければならない。

(計量管理規定)

第六十一条の八 国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号(第一号を除く。))のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者並びに同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者(以下「国際規制物資使用者等」という。))は、国際規制物資の

(記録)

第六十一条の七 国際規制物資を使用している者(国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者及び国際規制物資を廃棄している廃棄事業者を含む。第六十一条の九及び第六十八條第十五項から第十八項までにおいて同じ。))は、文部科学省令で定めるところにより、国際規制物資の使用(使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。次条第一項及び第六十一条の十において同じ。))に関し文部科学省令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所(船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶。第六十一条の八の二第二項第一号、第六十一条の二十三の七第三項、第六十八條(第二項及び第五項を除く。))及び第七十一條第二項において同じ。))に備えて置かなければならない。

(計量管理規定)

第六十一条の八 国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号(第一号を除く。))のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者並びに同条第五項及び第六項に規定する者(以下「国際規制物資使用者等」という。))は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確

適正な計量及び管理を確保するため、文部科学省令で定めるところにより、計量管理規定を定め、国際規制物資の使用開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 4 (略)

(使用の廃止等の届出)

第六十一条の九の二 国際規制物資使用者は、国際規制物資のすべての使用を廃止したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしたときは、第六十一条の三第一項の許可は、その効力を失う。

3 国際規制物資使用者が解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は死亡したときの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(使用の廃止等に伴う措置)

第六十一条の九の三 旧国際規制物資使用者等(第六十一条の六の規定により許可を取り消された国際規制物資使用者又は前条第一項若しくは第三項の規定により届出をしなければならない者をいう。次項において同じ。))は、文部科学省令で定めるところにより、国際

保するため、文部科学省令で定めるところにより、計量管理規定を定め、国際規制物資の使用開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 4 (略)

規制物資を譲り渡す等の措置を講じなければならない。

- 2 旧国際規制物資使用者等は、第六十一条の六の規定により国際規制物資使用者としての許可を取り消された日、国際規制物資のすべての使用を廃止した日又は国際規制物資使用者が解散し、若しくは死亡した日からそれぞれ三十日以内に、前項の規定により講じた措置を文部科学大臣に報告しなければならない。

(国際特定活動の届出)

第六十一条の九の四 (略)

- 2 前項の規定により届出をしようとする者は、次の事項を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

3 (略)

- 4 国際特定活動実施者は、当該届出に係るすべての国際特定活動を終了したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

- 5 国際特定活動実施者が解散したときの清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は死亡したときの相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

(国際特定活動の届出)

第六十一条の九の二 (略)

- 2 前項の規定により届出をしようとする者は、次の事項を記載した書類を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 五 (略)

3 (略)

(指定の取消し等)

- 第六十一条の二十三の十六 文部科学大臣は、指定保障措置検査等実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十一条の二十三の二の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて保障措置検査等実施業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 五 (略)

六 第六十二条の二第一項の条件に違反したとき。

(機構の行う廃棄確認)

- 第六十一条の二十五 経済産業大臣は、機構に、第五十一条の六第二項及び第五十八条第二項の確認(同条第一項第一号及び第三号(実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。(を行わせるものとする。)

- 2 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、第五十八條第二項の確認(同条第一項第二号及び第三号(第二十三條第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。(を行わせることができる。)

- 第六十一条の二十三の十六 文部科学大臣は、指定保障措置検査等実施機関が次の各号の一に該当するときは、第六十一条の二十三の二の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて保障措置検査等実施業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 五 (略)

六 第六十二条第一項の条件に違反したとき。

(機構の行う廃棄確認)

- 第六十一条の二十五 経済産業大臣は、機構に、次に掲げる確認を行わせるものとする。

- 一 第五十一条の六第二項及び第五十八条の二第二項(同条第一項第二号及び第三号(実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係る部分に限る。(の確認)

- 二 第六十一条の二の二第二項及び第三項において準用する第五十八条の二第二項の確認

- 三 第六十六条第二項において準用する第五十八条の二第二項の確認(製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び原子炉設置者(実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る者に限る。))に係る事項に係るものに限る。(

- 2 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、次に掲げる確認を行わせることができる。

(機構の行う運搬物確認)

第六十一条の二十六 経済産業大臣は、機構に、承認容器による運搬物に係る第五十九条第二項の確認(同条第一項第一号及び第三号)実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。)に掲げる者に係るものに限る。)を行わせるものとす。

2| 文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、承認容器による運搬物に係る第五十九条第二項の確認(同条第一項第二号及び第三号(第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。)を行わせることができる。

3| 前二項の規定による機構の確認は、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係る確

- 一| 第五十八条の二第二項の確認(同条第一項第一号及び第三号(第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。)
- 二| 第六十一条の二の二第四項及び第五項において準用する第五十八条の二第二項の確認
- 三| 第六十六条第二項において準用する第五十八条の二第二項の確認(使用者、国際規制物質使用者及び原子炉設置者(第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る者に限る。))に係る事項に係るものに限る。)

(機構の行う運搬物確認)

第六十一条の二十六 経済産業大臣は、機構に、次に掲げる確認(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係るものに限る。))を行わせるものとする。

一| 承認容器による運搬物に係る第五十九条の二第二項の確認(同条第一項第二号及び第三号(実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。)

二| 第六十六条第二項において準用する第五十九条の二第二項の確認(承認容器による運搬物に係るもの限り、かつ、製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び原子炉設置者(実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る者に限る。))並びにこれらの者から運

認に限るものとする。

2| 機を委託された者に係る事項に係るものに限る。)

文部科学大臣は、文部科学省令で定めるところにより、機構に、次に掲げる確認(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係るものに限る。))を行わせることができる。

一| 承認容器による運搬物に係る第五十九条の二第二項の確認(同条第一項第一号及び第三号(第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る部分に限る。))に掲げる者に係るものに限る。)

二| 第六十六条第二項において準用する第五十九条の二第二項の確認(承認容器による運搬物に係るもの限り、かつ、使用者、国際規制物質使用者及び原子炉設置者(第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る者に限る。))並びにこれらの者から運搬を委託された者に係る事項に係るものに限る。)

(機構の行う運搬方法確認)

第六十一条の二十七 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、機構に、第五十九条第二項の確認(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認(運搬する物に係る確認を除く。))に限る。)であつて国土交通省令で定めるものを行わせることができる。

(機構の行う運搬方法確認)

第六十一条の二十七 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、機構に、第五十九条の二第二項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。))の確認(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認(運搬する物に係る確認を除く。))に限る。)であつて国土交通省令で定めるものを行わせることができる。

(海洋投棄の制限)

第六十二条 核原料物質若しくは核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、海洋投棄をしてはならない。ただし、人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構造物の安全を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項において「海洋投棄」とは、船舶、航空機若しくは人工海洋構造物から海洋に物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構造物において廃棄する目的で物を燃焼させることをいう。ただし、船舶、航空機若しくは人工海洋構造物から海洋に当該船舶、航空機若しくは人工海洋構造物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構造物において廃棄する目的で当該船舶若しくは人工海洋構造物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を燃焼させることを除く。

(指定又は許可の条件)

第六十二条の二 (略)

(主務大臣等への報告)

第六十二条の三 原子力事業者等(核原料物質使用者を含む。以下この条において同じ。)は、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物処理施設若しくは廃棄物管理施設、使用施設等又は核原料物質の使用に係る施設(以下この条において「製錬施設等」という。)に關し人の障害が発生した事故(

(指定又は許可の条件)

第六十二条 (略)

人の障害が発生するおそれのある事故を含む。)、製錬施設等の故障その他の主務省令(次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣(以下この条において「主務大臣」という。))の発する命令(第五十九条第五項の規定による届出をした場合)については、内閣府令をいう。以下この条において同じ。)で定める事象が生じたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、事象の状況その他の主務省令で定める事項を主務大臣(同項の規定による届出をした場合には、都道府県公安委員会)に報告しなければならない。

一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。)

二 経済産業大臣(第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合)にあつては経済産業大臣及び国土交通大臣、船舶又は航空機に係る運搬に係る場合にあつては国土交通大臣

三 原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。)

第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣(第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては第二十三条第一項各号に定める大臣及び国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣)

第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣(第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては第二十三条第一項各号に定める大臣及び国土交通大臣、船舶又は航空機によ

る運搬に係る場合にあつては国土交通大臣)

四 外国原子力船運航者 国土交通大臣

五 核原料物質使用者 文部科学大臣

〔警察官等への届出〕

第六十三条 原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。)は、その所持する核燃料物質について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

〔危険時の措置〕

第六十四条 原子力事業者等(原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。以下この条において同じ。)は、その所持する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉に關し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、主務省令(第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。)で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

〔事故届〕

第六十三条 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者(第六十六条第一項に規定する者を含む。次条第一項において同じ。)並びにこれらの者から運搬を委託された者及び受託貯蔵者は、その所持する核燃料物質について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

〔危険時の措置〕

第六十四条 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者(以下この条において「事業者等」という。)並びに事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者は、その所持する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉に關し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、主務省令(第三項各号に掲げる事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣

2 (略)

3 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第一項の場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の停止、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更その他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。)
〔並びにこれらの者から運搬を委託された者 経済産業大臣〕
第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ経済産業大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣)
二 使用者(旧使用者等を含む。以下この号において同じ。)
使用者から運搬を委託された者 文部科学大臣(第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応

2 (略)

3 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第一項の場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次の各号に掲げる事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の停止、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更その他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者 経済産業大臣(第五十九条の二第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ経済産業大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣)
二 使用者及び使用者から運搬を委託された者 文部科学大臣(第五十九条の二第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ文部科学大臣又は国土交通大臣、船舶又は航

じ文部科学大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣)

三 原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。以下この号において同じ。)及び当該原子炉設置者から運搬を委託された者 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣(第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ第二十三条第一項各号に定める大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣)

四・五 (略)

空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣)

三 原子炉設置者及び当該原子炉設置者から運搬を委託された者 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣(第五十九条の二第二項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ第二十三条第一項各号に定める大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣)

四・五 (略)

(事業の廃止等の届出)

第六十五条 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者がその事業を廃止し、原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者が当該許可に係る原子炉のすべての運転を廃止し、使用者が当該許可に係る核燃料物質のすべての使用を廃止し、核原料物質使用者が当該届出に係る核原料物質のすべての使用を廃止し、国際規制物資使用者が当該許可に係る国際規制物資のすべての使用を廃止し、又は国際特定活動実施者が当該届出に係るすべての国際特定活動を終了したときは、その製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物資使用者又は国際特定活動実施者は、主務省令(この項に規定す

る主務大臣の発する命令をいう。以下この条及び次条において同じ。)(で定めるところにより、その旨を主務大臣(製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者に係る事項については経済産業大臣、使用者、核原料物質使用者、国際規制物資使用者及び国際特定活動実施者に係る事項については文部科学大臣、原子炉設置者に係る事項については第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ当該各号に定める大臣、外国原子力船運航者に係る事項については国土交通大臣をいう。以下この条、次条及び第六十六条の四において同じ。)(に届け出なければならぬ。

2) 前項の規定による届出をしたときは、第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定又は第十三条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第二項、第四十三条の四第一項、第五十一条の二第二項、第五十二条第一項若しくは第六十一条の三第一項の許可は、その効力を失う。

3) 製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたとき、加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による承継がなかつたとき、原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項の規定による承継がなかつたとき、使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の十四第一項若しくは第四十三条の十五第一項の規定によ

る承継がなかつたとき、再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六條の五第一項若しくは第四十六條の六第一項の規定による承継がなかつたとき、又は廃棄事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第五十一條の十二第一項若しくは第五十一條の十三第一項の規定による承継がなかつたときは、それぞれその清算人若しくは破産管財人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 使用者、核原料物質使用者、国際規制物質使用者又は国際特定活動実施者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(指定又は許可の取消し、事業の廃止等に伴う措置)

第六十六條 第十条若しくは第四十六條の七の規定により指定を取り消された製錬事業者若しくは再処理事業者、第二十条、第三十三條、第四十三條の十六、第五十一條の十四、第五十六條若しくは第六十一條の六の規定により許可を取り消された加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、廃棄事業者、使用者若しくは国際規制物質使用者又は前条第一項、第三項若しくは第四項の規定により届出をしなければならない者(核原料物質使用

用者及び国際特定活動実施者並びにこれらの者に係る前条第四項の者を除く。)は、主務省令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、核燃料物質による汚染を除去し、若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄し、又は国際規制物質(核燃料物質を除く。)を譲り渡す等の措置を講じなければならない。

2 第五十七條第一項、第五十八條及び第五十八條の二の規定は前項に規定する者が核燃料物質を貯蔵し、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合について、第五十七條第二項及び第三項の規定は前項に規定する者が特定核燃料物質を取り扱う場合について、第五十九條及び第五十九條の二の規定は前項に規定する者及びこれらの者から運搬を委託された者が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬する場合について、第五十九條の三の規定は同項に規定する者の工場等から特定核燃料物質が運搬される場合について、第六十条第一項の規定は前項に規定する者から貯蔵を委託された者(使用済燃料貯蔵事業者を除く。)(が核燃料物質を貯蔵する場合について、同条第二項及び第三項の規定は前項に規定する者から貯蔵を委託された者(使用済燃料貯蔵事業者を除く。)(が特定核燃料物質を貯蔵する場合について準用する。

3 第一項に規定する者は、指定若しくは許可を取り消された日、製錬、加工、使用済燃料の貯蔵、再処理、廃棄物埋設若しくは廃棄物管理の事業を廃止した日、原子炉のすべての運転若しくは核燃料物

(事務規程)
第六十五条 (略)

- 一 (略)
- 二 第六十一条の二第四項に規定する確認に関する事務の一部
経済産業大臣
- 三 五 (略)
- 六 第六十一条の二十五第一項に規定する確認
経済産業大臣
- 七 第六十一条の二十五第二項に規定する確認
文部科学大臣
- 八 第六十一条の二十六第一項に規定する確認
経済産業大臣
- 九 第六十一条の二十六第二項に規定する確認
文部科学大臣

(事務規程)
第六十六条の二 (略)

- 一 (略)
- 二 四 (略)
- 五 第六十一条の二十五第一項各号に掲げる確認
経済産業大臣
- 六 第六十一条の二十五第二項各号に掲げる確認
文部科学大臣
- 七 第六十一条の二十六第一項各号に掲げる確認
経済産業大臣
- 八 第六十一条の二十六第二項各号に掲げる確認
文部科学大臣

十 (略)
2・3 (略)

(検査等事務を実施する者)
第六十六条 (略)

(主務大臣等に対する申告)

第六十六条の二 原子力事業者等(外国原子力船運航者を除く。以下この条において同じ。)がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、原子力事業者等の従業者は、その事実を次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ当該各号に定める大臣又は原子力安全委員会に申告することができる。

- 一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。)
- 二 使用者(旧使用者等を含む。)
- 三 原子炉設置者(旧原子炉設置者等を含む。)
- 四 項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣
- 五 原子力事業者等は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

九 (略)
2・3 (略)

(検査等事務を実施する者)
第六十六条の三 (略)

(主務大臣等に対する申告)

第六十六条の四 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、これらの者の従業者は、その事実を主務大臣又は原子力安全委員会に申告することができる。

- 一 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 二 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

質若しくは国際規制物資のすべての使用を廃止した日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは国際規制物資使用者が解散し、若しくは死亡した日からそれぞれ三十日以内に、同項の規定により講じた措置を主務大臣に報告しなければならない。

- 4 主務大臣は、第一項に規定する者の講じた同項の措置が適切でないことを認めるときは、同項に規定する者に対し、次に掲げる措置を講ずることを命ずることができる。
 - 一 核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置
 - 二 特定核燃料物質の防護のために必要な措置(当該核燃料物質に特定核燃料物質を含む場合で政令で定める場合に限る。)

(報告徴収)

第六十七条 文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（都道府県公安委員会にあつては、第五十九条第六項の規定）の施行に必要な限度において、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者を含む。）に対し、第六十四条第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者については文部科学大臣とし、第五十九条第五項に規定する届出をした場合については都道府県公安委員会とする。）に応じ、その業務に関し報告をさせることができる。

2 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前項の規定による報告の徴収のほか、同項の規定により原子力事業者等（外国原子力船運航者を除き、使用者及び旧使用者等にあつては、第五十六條の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされているものに限る。以下この項において同じ。）に報告をさせた場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため特に必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者等の設置する製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、

(報告徴収)

第六十七条 文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（都道府県公安委員会にあつては、第五十九条の二第六項の規定）の施行に必要な限度において、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者又は国際特定活動実施者に対し、第六十四条第三項各号に掲げる事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者については、文部科学大臣とし、第五十九条の二第五項に規定する届出をした者については、都道府県公安委員会とする。）に応じ、政令で定めるところにより、その業務に関し報告をさせることができる。

2 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前項の規定による報告の徴収のほか、同項の規定により製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（第五十六条の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされているものに限る。）に報告をさせた場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため特に必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、これらの者の設置する製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理

再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等の保守点検を行った事業者に対し、必要な報告をさせることができる。

3 文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構に対し、第六十五条第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、その業務に関し報告をさせることができる。

4 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第一項及び前項の規定による報告の徴収のほか、第六十二条第一項の規定の施行に必要な限度において、船舶の船長その他の関係者に対し、必要な報告をさせることができる。

5 (略)

(原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官)
第六十七条の二 文部科学省及び経済産業省に、原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官を置く。

2 (略)

3 文部科学省の原子力保安検査官は第三十七条第五項又は第五十六条の三第五項の検査（第三十七条第五項の検査については、第二十三条第一項第三号及び第五号の原子炉に係るものに限る。）に関する事務に、経済産業省の原子力保安検査官は第十二条第五項、第二十二條第五項、第三十七條第五項、第四十三條の二十第五項、第五十條第五項又は第五十一條の十八第六項の検査（第三十七條第五項の検査については、実用発電用原子炉及び第二十三條第一項第四号

施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等の保守点検を行った事業者に対し、必要な報告をさせることができる。

3 文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構に対し、第六十六條の二第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、その業務に関し報告をさせることができる。

4 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第一項及び前項の規定による報告の徴収のほか、第六十一条の二の二第一項の規定の施行に必要な限度において、船舶の船長その他の関係者に対し、必要な報告をさせることができる。

5 (略)

(原子力施設検査官及び原子力保安検査官)
第六十七条の二 文部科学省及び経済産業省に、原子力施設検査官及び原子力保安検査官を置く。

2 (略)

3 文部科学省の原子力保安検査官は第三十七条第五項又は第五十六条の三第五項の検査（第三十七条第五項の検査については、第二十三条第一項第三号及び第五号の原子炉に係るものに限る。）に関する事務に、経済産業省の原子力保安検査官は第十二条第五項、第二十二條第五項、第三十七條第五項、第四十三條の二十第五項、第五十條第五項又は第五十一條の十八第六項の検査（第三十七條第五項の検査については、第二十三條第一項第一号及び第四号の原子炉に

に掲げる原子炉に係るものに限る。)に関する事務に、それぞれ従事する。

4) 文部科学省の核物質防護検査官は第四十三条の第二項又は第五十七条の第二項において準用する第十二条の第五項の検査(第四十三条の第二項において準用する第十二条の第二項の検査)については、第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係るものに限る。)に関する事務に、経済産業省の核物質防護検査官は第十二条の第二項(第二十二條の六第二項、第四十三條の第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第二項及び第五十一條の二十三第二項において準用する場合を含む。)の検査(第四十三條の二第二項において準用する第十二條の二第五項の検査)については、実用発電用原子炉及び第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉に係るものに限る。)に関する事務に、それぞれ従事する。

5) 原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官の定数及び資格に関し必要な事項は、政令で定める。

(立入検査等)

第六十八條 文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣にあつては第六十四條第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一條の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国

係るものに限る。)に関する事務に、それぞれ従事する。

4) 原子力施設検査官及び原子力保安検査官の定数及び資格に関し必要な事項は、政令で定める。

(立入検査等)

第六十八條 文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣にあつては第六十四條第三項各号に掲げる事業者等の区分(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一條の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項及び第六項に規定する者並びに国際特定活動実施者については、

際特定活動実施者については、第六十四條第三項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣とする。)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第五十九條第六項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一條の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2

文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律(文部科学大臣にあつては第二十三條第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係る第二十八條の二第一項の規定並びに第五十五條の三第一項の規定、国土交通大臣にあつては実用船用原子炉及びその附属施設に係る第二十八條の二第一項の規定)の施行に必要な限度において、その職員に、第十六條の四第一項、第二十八條の二第二項、第四十三條の十第一項、第四十六條の二第一項、第五十一條の九第一項若しくは第五十五條の三第一項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させる

第六十四條第三項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣とする。)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第五十九條の二第六項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一條の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者若しくは同条第五項若しくは第六項に規定する者又は国際特定活動実施者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2

文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律(文部科学大臣にあつては第二十三條第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係る第二十八條の二第一項の規定並びに第五十五條の三第一項の規定、国土交通大臣にあつては実用船用原子炉及びその附属施設に係る第二十八條の二第一項の規定)の施行に必要な限度において、その職員に、第十六條の四第一項、第二十八條の二第二項、第四十三條の十第一項、第四十六條の二第一項、第五十一條の九第一項若しくは第五十五條の三第一項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させる

ことができる。

3 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、第六十二条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

4 (略)

5 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十五条第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 (略)

7 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十五条第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、必要があると認めるときは、機構に、第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去（以下「立入検査等」という。）を行わせることができる。

8、11 (略)

12 国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者は、文部科学大臣の指定するその職員（第七十四条の二第一項の規定により保障措置検査を行い、又は同条第二項の規定

問させることができる。

3 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、第六十一条の二第二項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

4 (略)

5 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十六条の二第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6 (略)

7 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十六条の二第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、必要があると認めるときは、機構に、第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去（以下「立入検査等」という。）を行わせることができる。

8、11 (略)

12 国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者は、文部科学大臣の指定するその職員（第七十四条の二第一項の規定により保障措置検査を行い、又は同条第二項の規定

により立入検査を行う経済産業省又は国土交通省の職員を含む。次項、第十七項及び第十八項において同じ。）又は第六十一条の二三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の立会いの下に、国際約束で定める範囲内において、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者又は同条第五項、第六項、第八項若しくは第九項に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

13、19 (略)

(秘密保持義務)

第六十八条の三 原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。次項において同じ。）及びその従業者並びにこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、業務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。

2 国又は原子力事業者等から特定核燃料物質の防護に関する業務を委託された者及びその従業者並びにこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、その委託された業務に関して知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。

3 職務上特定核燃料物質の防護に関する秘密を知ることのできた国

により立入検査を行う経済産業省又は国土交通省の職員を含む。次項、第十七項及び第十八項において同じ。）又は第六十一条の二三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の立会いの下に、国際約束で定める範囲内において、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者又は同条第五項若しくは第六項に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

13、19 (略)

(秘密保持義務)

第六十八条の三 原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。次項において同じ。）及びその従業者並びにこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、業務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。

2 国又は原子力事業者等から特定核燃料物質の防護に関する業務を委託された者及びその従業者並びにこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、その委託された業務に関して知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。

3 職務上特定核燃料物質の防護に関する秘密を知ることのできた国

の行政機関又は地方公共団体の職員及びこれらの職員であつた者は、正当な理由がなく、その秘密を漏らしてはならない。

(聴聞の特例)

第六十九條 (略)

2 第十條、第十二條の五(第二十二條の七第二項、第四十三條の三第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十四第二項及び第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。)、第二十條、第二十二條の三第三項、第三十三條、第四十一條第三項、第四十三條の十六、第四十六條の七、第五十一條の十四、第五十六條、第六十一條の六、第六十一條の二十一又は第六十一條の二十三の十六の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 (略)

(不服申立て等)

第七十條 (略)

一・二 (略)

三 第六十一條の二十五第一項に規定する確認 経済産業大臣
四 第六十一條の二十五第二項に規定する確認 文部科学大臣
五 第六十一條の二十六第一項に規定する確認 経済産業大臣
六 第六十一條の二十六第二項に規定する確認 文部科学大臣
七 (略)

(聴聞の特例)

第六十九條 (略)

2 第十條、第十二條の五(第二十二條の七第二項、第四十三條の三第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十四第二項及び第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。)、第二十條、第二十二條の三第三項、第三十三條、第四十一條第三項、第四十三條の十六、第四十六條の七、第五十一條の十四、第五十六條、第六十一條の六、第六十一條の二十一又は第六十一條の二十三の十六の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 (略)

(不服申立て等)

第七十條 (略)

一・二 (略)

三 第六十一條の二十五第一項各号に掲げる確認 経済産業大臣
四 第六十一條の二十五第二項各号に掲げる確認 文部科学大臣
五 第六十一條の二十六第一項各号に掲げる確認 経済産業大臣
六 第六十一條の二十六第二項各号に掲げる確認 文部科学大臣
七 (略)

2・3 (略)

(処分等についての同意等)

第七十一條 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項、第二十六條第一項、第二十九條の二第一項、第三十一條第一項、第三十三條若しくは第三十九條第一項若しくは第二項の規定による処分をし、又は第六十二條の二第二項の規定により条件を付する場合(以下この項において「処分等をする場合」という。)においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣の同意を得なければならない。

一〜三 (略)

2 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前項の同意を求められた事項に關し特に調査する必要があると認める場合においては、当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者(第二十三條第一項、第二十三條の二第一項又は第三十九條第一項若しくは第二項の許可の申請者を含む。)から必要な報告を徴し、又はその職員に、当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

3 (略)

2・3 (略)

(処分等についての同意等)

第七十一條 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項、第二十六條第一項、第二十九條の二第一項、第三十一條第一項、第三十三條若しくは第三十九條第一項若しくは第二項の規定による処分をし、又は第六十二條の二第二項の規定により条件を付する場合(以下この項において「処分等をする場合」という。)においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の同意を得なければならない。

一〜三 (略)

2 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前項の同意を求められた事項に關し特に調査する必要があると認める場合においては、当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者(第二十三條第一項、第二十三條の二第一項又は第三十九條第一項若しくは第二項の許可の申請者を含む。)から必要な報告を徴し、又はその職員に、当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

3 (略)

4 文部科学大臣は、第二十三條第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者につき、第二十七條、第二十八條の二第二

項、第三十六條、第三十七條第一項若しくは第三項、第三十八條第二項、第四十三條の第二項、同條第二項において準用する第十二條の第二項、第四十三條の第三項において準用する第十二條の五、第五十八條の第二項、第五十九條の第二項、第六十四條第三項若しくは第六十六條第四項の規定による処分をし、第二十八條第一項、第二十八條の第二項若しくは第四項若しくは第二十九條第一項の規定による検査をし、又は第二十六條第二項若しくは第三項、第三十二條第二項、第三十六條の第二項、第三十八條第一項、第四十條第二項、第四十三條の第三項において準用する第十二條の第三項、第六十一條の第三項若しくは第六十五條第一項若しくは第三項の規定による届出若しくは第六十六條第三項の報告が受理した場合において、その処分、検査又は届出若しくは報告が、発電の用に供する原子炉に係るものであるときは経済産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものであるときは国土交通大臣に対し、遅滞なく、その処分の内容若しくは検査の結果を通報し、又はその届出若しくは報告の写しを送付しなければならない。

5| 経済産業大臣は、第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者につき、第二十七條、第二十八條の第二項、第三十六條、第三十七條第一項若しくは第三項、第三十八條第二項、第四十三條の第二項、同條第二項において準用する第十二條の第二項、第四十三條の第三項において準用する第十二條の五、第五十八條の第二項、第五十九條の第二項、第六十四條第三項若しくは第六十六條第四項の規定による処分をし、第二十八條第一項、第二

二十八條の第二項若しくは第四項若しくは第二十九條第一項の規定による検査をし、又は第二十六條第二項若しくは第三項、第三十條、第三十二條第二項、第三十八條第一項、第四十條第二項、第四十三條の第三項において準用する第十二條の第三項、第六十一條の第三項若しくは第六十六條第三項の報告を受理した場合においては、国土交通大臣（船舶に設置する原子炉に係るものであるときは、文部科学大臣及び国土交通大臣）に対し、遅滞なく、その処分の内容若しくは検査の結果を通報し、又はその届出若しくは報告の写しを送付しなければならない。

4| 経済産業大臣は、第三條第一項、第六條第一項、第八條第一項、第十條、第十三條第一項、第十六條第一項、第十八條第一項、第二十条、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十三條の十四第一項、第四十三條の十六、第四十四條第一項、第四十四條の四第一項、第四十六條の五第一項、第四十六條の七、第五十一條の第二項、第五十一條の五第一項、第五十一條の十二第一項、第五十一條の十四若しくは第五十一條の十九第一項の規定による処分をし、又は第三條第一項若しくは第四十四條第一項の指定若しくは第十三條第一項、第四十三條の四第一項若しくは第五十一條の第二項の許可については、あらかじめ文部科学大臣に協議しなければならない。

5| (略)

6| 経済産業大臣は、第三條第一項、第六條第一項、第八條第一項、第十條、第十三條第一項、第十六條第一項、第十八條第一項、第二十条、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十三條の十四第一項、第四十三條の十六、第四十四條第一項、第四十四條の四第一項、第四十六條の五第一項、第五十一條の十二第一項、第五十一條の十四若しくは第五十一條の十九第一項の規定による処分をし、又は第三條第一項若しくは第四十四條第一項の指定若しくは第十三條第一項、第四十三條の四第一項若しくは第五十一條の第二項の許可については、あらかじめ文部科学大臣に協議しなければならない。

7| (略)

この法律に定めるもののほか、この法律の規定により文部科学大臣、経済産業大臣若しくは国土交通大臣又は機構が処分、届出の受理その他の行為（政令で定めるものに限る。）をした場合における文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣への通報その他の手續については、政令で定める。

8

経済産業大臣は、第十一条の第三項、第十二条第一項若しくは第三項、第十二条の第二項若しくは第三項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の四第二項又は第五十一條の二十三第三項において準用する場合を含む。）、第十二條の五（第二十二條の七第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十一條第二項又は第五十一條の二十四第二項において準用する場合を含む。）、第二十一條の三、第二十二條第一項若しくは第三項、第二十二條の二第二項、第二十二條の五（第五十條の三第三項において準用する場合を含む。）、第二十二條の六第一項、第四十三條の十九、第四十三條の二十第一項若しくは第三項、第四十三條の二十一第一項、第四十三條の二十四、第四十三條の二十五第一項、第四十九條、第五十條第一項若しくは第三項、第五十條の二第二項、第五十條の四第一項、第五十一條の十七、第五十一條の十八第一項、第二項若しくは第四項、第五十一條の二十二若しくは第五十一條の二十三第一項の規定による処分をし、製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者に対し第五十八條の二第三項、第五十九條の二第四項、第六十四條第三項若しくは第六十六條第四項の規定による命令をし、又は第六條第二項、第七

9

条、第九條第二項、第十二條の三第二項（第二十二條の七第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十一條第二項又は第五十一條の二十四第二項において準用する場合を含む。）、第十六條第二項、第十七條、第十九條第二項、第二十二條の二第一項、第二十二條の二の二第二項（第五十條の三第三項において準用する場合を含む。）、第四十三條の七第二項、第四十三條の十二、第四十三條の十三、第四十三條の十五第二項、第四十三條の二十一第一項、第四十三條の二十二第二項、第四十四條の四第二項、第四十六條の三、第四十六條の四、第四十六條の六第二項、第五十條の二第一項、第五十一條の五第二項、第五十一條の十一、第五十一條の十三第二項若しくは第五十一條の二十第二項の規定による届出若しくは製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者に係る第六十五條第一項若しくは第三項若しくは第六十六條第三項の規定による届出若しくは報告を受け受理した場合においては、文部科学大臣に対し、遅滞なく、その処分若しくは命令の内容を通報し、又はその届出若しくは報告の写しを送付しなければならない。

9 国土交通大臣は、第五十九條の二第四項又は第六十四條第三項の規定による命令をした場合において、その命令が製錬事業者、加工事業者、第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は廃棄事業者に対するものであるときは文部科学大臣及び経済産業大臣、実用発電用原子炉及び同項第三号に掲げる原子炉のうち発電の用に供する原子炉に係る原子炉設置者に対するものであるときは経済産業大臣、同項第

三号及び第五号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者又は使用者に対するものであるときは文部科学大臣に対し、遅滞なく、その命令の内容を通報しなければならない。

10 文部科学大臣は、第五十九条の三第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認をした場合においては、国土交通大臣（当該確認に係る運搬が輸出又は輸入を伴うものである場合にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣）に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

11 経済産業大臣又は国土交通大臣は、実用発電用原子炉若しくは第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者又は実用船用原子炉に係る原子炉設置者から、第六十五条第一項若しくは第三項の規定による届出又は第六十六条第三項の報告を受理したときは、遅滞なく、その届出又は報告の写しを文部科学大臣に送付しなければならない。

12 文部科学大臣は、第四十三条の規定による命令をした場合においては、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

13 経済産業大臣は、第四十三条の規定による命令をした場合においては、文部科学大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

14 国土交通大臣は、第四十三条の規定による命令をした場合においては、文部科学大臣及び経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

15 機構は、第二十八条の二第一項又は第四項の規定による検査（実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉並びにこれらの附属施設に係るものに限る。）をした場合には、遅滞なく、その検査の結果を経済産業大臣に通報しなければならない。

16 前項の場合において、経済産業大臣は、通報を受けた検査の結果のうち、第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係るものについては、文部科学大臣（同号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものに係るものについては、文部科学大臣及び国土交通大臣）に対し、遅滞なく、その検査結果を通報しなければならない。

17 機構は、第二十八条の二第一項又は第四項の規定による検査（第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉並びにこれらの附属施設に係るものに限る。）をした場合には、遅滞なく、その検査の結果を文部科学大臣に通報しなければならない。

18 前項の場合において、文部科学大臣は、通報を受けた検査の結果のうち、発電の用に供する原子炉に係るものについては経済産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものについては国土交通大臣に対し、遅滞なく、その検査の結果を通報しなければならない。

（国家公安委員会等との関係）

第七十二条 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第十

二条の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、

第四十三條の二十五第一項、第五十條の三第一項、第五十一條の二

十三第一項又は第五十七條の二第一項の認可をする場合においては

（国家公安委員会等との関係）

第七十二条

、政令で定めるところにより、あらかじめ国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見を聴かなければならない。

2| 国家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第十一条の二第二項、第十二条の二第二項若しくは第五項（これらの規定を第十二条の六第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の三第二項及び第五十一条の二十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の三第一項、第二十一条の二第二項、第二十二條の七第一項、第四十三條の十八第二項、第四十三條の二十六第一項、第四十八條第二項、第五十条の四第一項、第五十一条の十六第三項若しくは第五十一条の二十四第一項の規定の運用に關し経済産業大臣に、第五十七條第二項、第五十七條の二第二項において準用する第十二條の二第三項若しくは第五項若しくは第五十七條の三第一項の規定の運用に關し文部科学大臣に、第三十五條第二項、第四十三條の二第二項において準用する第十二條の二第三項若しくは第五項若しくは第四十三條の三第一項の規定の運用に關し原子炉設置者に係るものにあつては第二十三條第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ当該各号に定める大臣に、外国原子力船運航者に係るものにあつては国土交通大臣に、又は第六十条第二項の規定の運用に關し同条第一項に規定する主務大臣に、それぞれ意見を述べることができる。

国家公安委員会又は海上保安庁長官は、公共の安全の維持又は海上の安全の維持のため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第十一条の三第一項、第十二条の二第二項若しくは第六項、第十二条の三第一項、第二十一条の二第二項、第二十一条の六第一項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項、第十二条の七第一項、第四十三条の十八第二項、第四十三条の二十五第一項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項、第四十三条の二十六第一項、第四十八条第二項、第五十条の四第一項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項、第五十一条第一項、第五十一条の十六第三項、第五十一条の二十三第一項、同条第二項において準用する第十二条の二第三項若しくは第五十一条の二十四第一項の規定の運用に關し経済産業大臣に、第五十七條第二項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）、第五十七條の二第一項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項若しくは第五十七條の三第一項の規定の運用に關し文部科学大臣に、第三十五條第二項、第四十三條の二第二項、同条第二項において準用する第十二條の二第三項若しくは第四十三條の三第一項の規定の運用に關し原子炉設置者に係るものにあつては第二十三條第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ当該各号に定める大臣に、外国原子力船運航者に係るものにあつては国土交通大臣に、又は第六十条第二項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定の

3| 国家公安委員会又は海上保安庁長官は、前二項の規定の施行に必要な限度において、その職員（国家公安委員会にあつては、警察庁の職員）に、原子力事業者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

運用に關し第六十条第一項に規定する主務大臣に、それぞれ意見を述べることができる。

4| 第六十八條第六項及び第七十一項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

2| 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第三条第一項若しくは第四十四條第一項の指定をし、第六条第一項、第十三條第一項、第十六條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項、第二十六條第一項、第二十六條の二第一項、第三十九條第一項若しくは第二項、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十四條の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の許可をし、第十条若しくは第四十六條の七の規定により指定を取り消し、第二十条、第三十三條、第四十三條の十六、第五十一条の十四若しくは第五十六條の規定により許可を取り消し、第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二十三第一項若しくは第五十七條の二第一項の認可をし、又は第十二條の六第八項（第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、

5| 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第三条第一項若しくは第四十四條第一項の指定をし、第六条第一項、第十三條第一項、第十六條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項、第二十六條第一項、第二十六條の二第一項、第三十九條第一項若しくは第二項、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十四條の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の許可をし、第十条若しくは第四十六條の七の規定により指定を取り消し、第二十条、第三十三條、第四十三條の十六、第五十一条の十四若しくは第五十六條の規定により許可を取り消し、第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二十三第一項若しくは第五十七條の二第一項の認可をし、第十二條の六第八項（第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、

二條の三第二項（第二十二條の七第二項、第四十三條の三第二項、

第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。
（若しくは第十二條の七第九項（第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）の確認をし、第十二條の二第五項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第二項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）の検査をし、又は第十二條の三第二項（第二十二條の七第二項、第四十三條の三第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十條の四第二項、第五十一條の二十四第二項及び第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十七條の八第一項若しくは第三項の規定による届出を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

（環境大臣との関係）

第七十二條の二の二 環境大臣は、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第三項において同じ。）の適正な処理を確保するため特に必要があると認めるときは、第六十一條の二第一項又は第二項の規定の運用に関し文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣に意見を述べることができる。

2| 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十一條の二第一項の確認をし、又は同条第二項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に連絡しなければならない。

3| 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、環境大臣に対し、第六十一條の二第一項の確認を受けた物が廃棄物となつた場合におけるその処理に関し、必要な協力を求めることができる。

（原子力安全委員会への報告等）

第七十二條の三（略）

一（略）

二 第十二條の六第二項及び第三項（第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。）、第十二條の七第二項及び第四項（第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）、第二十二條の八第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の二十七第二項、第四十三條の二十八第二項、第五十條の五第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十五第二項、第五十一條の二十六第二項、第五十七條の六第二項並びに第五十七條の七第二項の規

第四十三條の二十六第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十四第二項及び第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。
（若しくは第六十一條の二第一項若しくは第三項の規定による届出若しくは第六十五條第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出（国際規制物資使用者又は国際特定活動実施者に係る届出を除く。）を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

（原子力安全委員会への報告等）

第七十二條の三（略）

一（略）

定による廃止措置計画及びその変更の認可

三 (略)

四 第十六条の三第一項、第二十八条第一項、第四十三条の九第一項、第四十六条第一項及び第五十一条の八第一項の規定による使用前検査並びに第五十五条の二第一項の規定による施設検査

五・六 (略)

七 第六十一条の二第二項の規定による認可

2 (略)

(原子力安全委員会による調査への協力)

第七十二条の四 原子力事業者等(外国原子力船運航者を除く。)又は製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物処理施設、廃棄物管理施設若しくは使用施設等の保守点検を行う事業者は、原子力安全委員会が前条第一項又は第二項の規定に基づき報告に係る事項について調査を行う場合においては、当該調査に協力しなければならない。

(手数料の納付)

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一・二 (略)

三 第十二条の六第二項若しくは第三項(第十二条の八第三項、

二 (略)

三 第十六条の三第一項、第二十八条第一項、第四十三条の九第一項、第四十六条第一項、第五十一条の八第一項及び第五十五条の二第一項の規定による使用前検査

四・五 (略)

2 (略)

(原子力安全委員会による調査への協力)

第七十二条の四 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄物事業者若しくは使用者又は製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物処理施設、廃棄物管理施設若しくは使用施設等の保守点検を行う事業者は、原子力安全委員会が前条第一項又は第二項の規定に基づき報告に係る事項について調査を行う場合においては、当該調査に協力しなければならない。

(手数料の納付)

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一・二 (略)

三 第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十七条第一項若しく

第四十三条の三の二第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七条の六第三項において準用する場合を含む。)、第十二条の七第二項若しくは第四項(第十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の七第四項において準用する場合を含む。)、第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十二條の八第二項、第二十二條の九第二項、第二十七條第一項若しくは第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の八第一項若しくは第二項、第四十三條の二十七第二項、第四十三條の二十八第二項、第四十五條第一項若しくは第二項、第五十条の五第二項、第五十一条第二項、第五十一条の七第一項若しくは第二項、第五十一条の二十五第二項、第五十一条の二十六第二項、第五十七條の六第二項、第五十七條の七第二項又は第六十一条の二第二項の認可を受けようとする者

四 (略)

五 第十二条の六第八項(第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。)、第十二條の七第九項(第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。)、第五十一条の六第一

は第二項、第四十三條の八第一項若しくは第二項、第四十五條第一項若しくは第二項又は第五十一条の七第一項若しくは第二項の認可を受けようとする者

四 (略)

五 第五十一条の六、第五十八條の二第二項(第六十一条の二の二第二項から第五項まで及び第六十六條第二項において準用する場合を含む。)、若しくは第五十九條の二第二項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。)、の確認又は第五十九條の二第三項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。))の承認を受けようとする者

項若しくは第二項、第五十八條第二項、第五十九條第二項若しくは第六十一條の第二項の確認又は第五十九條第三項の承認を受けようとする者

六・七 (略)

2・3 (略)

第七十八條 (略)

一 (略)
一の二 第十一條の第二項、第二十一條の第三項、第三十六條第二項、第四十三條の十九項、第四十九條第二項、第五十一條の十七項、第五十七條第三項、第五十九條第四項(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。)又は第六十條第三項の規定による命令に違反した者

二～四 (略)

四の二 第十二條の第二項、第二十二條の六第一項、第四十三條の第二項、第四十三條の二十五項、第五十條の第三項、第五十一條の二十三項又は第五十七條の第二項の規定に違反した者

四の三 第十二條の第三項(第二十二條の六第二項、第四十三條の第二項、第四十三條の二十五項、第五十條の第三項、第五十一條の二十三項及び第五十七條の第二項において準

六・七 (略)

2・3 (略)

第七十六條の四 前二條の罪は、刑法第四條の二の例に従う。

第七十八條 (略)

一 (略)

二～四 (略)

用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

四の四 第十二條の二第六項(第二十二條の六第二項、第四十三條の第二項、第四十三條の二十五項、第五十條の第三項、第五十一條の二十三項及び第五十七條の第二項において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 第十二條の三第一項、第二十二條の七第一項、第四十三條の三第一項、第四十三條の二十六第一項、第五十條の四第一項、第五十一條の二十四第一項又は第五十七條の三第一項の規定に違反した者

五の二 第十二條の六第一項の規定に違反して製錬の事業を廃止した者

五の三 第十二條の六第二項、第二十二條の八第二項、第四十三條の三の第二項、第四十三條の二十七項、第五十條の五第二項、第五十一條の二十五第二項又は第五十七條の六第二項の規定に違反して廃止措置を講じた者

五の四 第十二條の六第七項(第二十二條の八第三項、第四十三條の三の第二項、第四十三條の二十七項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

五の五 第十二條の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の第三項、第四十三條の二十八第二項、第五十一條第二項

五 第十二條の三第一項、第二十二條の七第一項、第四十三條の三第一項、第四十三條の二十六第一項、第五十一條第一項、第五十一條の二十四第一項又は第五十七條の三第一項の規定に違反した者

第五十一条の二十六第二項又は第五十七条の七第二項の規定に違反した者
五の六 第十二条の七第三項、第二十二條の九第三項、第四十三條の三の三第三項、第四十三條の二十八第三項、第五十一條第三項、第五十一條の二十六第三項又は第五十七條の七第三項の規定に違反した者
五の七 第十二條の七第八項(第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條第四項)の三の三第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
六〇八 (略)
八の二 第二十一條の三第一項、第三十六條第一項、第四十三條の十九第一項、第四十九條第一項、第五十一條の十七第一項、第五十八條第三項又は第五十九條第四項(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。)の規定による命令に違反した者
九 第二十二條の二第一項の規定に違反した者
九の二 第二十二條の八第一項の規定に違反して加工の事業を廃止した者
十〇十三 (略)
十三の二 第四十三條の三の二第一項の規定に違反して原子炉を廃止した者
十四〇十六 (略)

第六十一條の二第二項の規定に違反した者
十〇十三 (略)
十四〇十六 (略)

十六の二 第四十三條の二十七第一項の規定に違反して使用済燃料の貯蔵の事業を廃止した者
十七〇十八 (略)
十九 第五十條の二第一項の規定に違反した者
十九の二 第五十條の五第一項の規定に違反して再処理の事業を廃止した者
二〇二一 (略)
二二の二 第五十一條の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止した者
二三〇二四 (略)
二四の二 第五十七條の六第一項の規定に違反して核燃料物質のすべての使用を廃止した者
二五 (略)
二六 第六十二條第一項の規定に違反した者(第七十八條の四に規定する者を除く。)
二六の二 第六十二條の三(核燃料物質使用者に係る部分を除く。)(の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二七 (略)
二八 第六十六條の二第二項の規定に違反した者
二九 第六十七條第一項(核燃料物質使用者、国際規制物質を使用している者及び国際特定活動実施者に係る部分を除く。)(の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十七〇十八 (略)
十九 第五十條の三第一項の規定に違反した者
二〇二一 (略)
二三〇二四 (略)
二五 (略)
二六 第六十一條の二第二項の規定に違反した者(第七十八條の四に規定する者を除く。)
二七 (略)
二八 第六十六條の四第二項の規定に違反した者
二九 第六十七條第一項(製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者(次号及び第八十條において「製錬事業者等」という。)に係る部分に限る。)(の報告をせず、又は虚偽

三十 第六十八條第一項（核原料物質使用者、國際規制物質使用者、第六十一條の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに國際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三十一 第六十八條の三の規定に違反した者

三十二 第七十二條第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七十八條の四 我が国の領海の外側の海域にある外国船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶以外の船舶をいう。以下同じ。）において第六十二條第一項の規定に違反した者は、千万円以下の罰金に処する。

第七十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

一（略）

の報告をした者

三十 第六十八條第一項（製錬事業者等に係る部分に限る。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七十八條の四 我が国の領海の外側の海域にある外国船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶以外の船舶をいう。以下同じ。）において第六十一條の二の二第一項の規定に違反した者は、千万円以下の罰金に処する。

第七十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第十一條の三第二項、第二十一條の三第二項若しくは第二項、第三十六條第一項若しくは第二項、第四十三條の十九第一項若しくは第二項、

四 第十二條の二第二項、第四十九條第一項若しくは第二項、第五十一條の十七第一項若しくは第二項、第五十七條第三項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）、第五十八條の二第三項（第六十一條の二の二第二項及び第三項並びに第六十六條第二項において準用する場合を含む。）、第五十九條の二第四項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）、又は第六十條第三項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三 第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十條の四第一項、第五十一條の二十三第一項又は第五十七條の二第一項の規定に違反した者

四 第十二條の二第三項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の四第二項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

五 第二十二條の二第二項の規定による届出をしないで加工施設を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

六（略）

七 第三十八條第一項の規定による届出をしないで原子炉を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

七の二 第四十三條の二十一第一項の規定による届出をしないで使用済燃料貯蔵施設を解体し、又は同条第二項の規定による命令に

二（略）

三 (略)
四 第五十七条第一項、第五十七條の四、第五十七條の五又は第六十條第一項の規定に違反した者

五 第五十七條の八第一項の規定による届出をしないで核原料物質を使用し、又は同條第五項の規定による命令に違反した者

六 第五十八條第二項の規定による確認を受けずに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄した者

七 第五十九條第二項の規定による確認を受けず、又は同條第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬した者

八 第五十九條第八項の規定に違反した者

違反した者

八 第五十條の二第一項の規定による届出をしないで再処理施設を解体し、又は同條第二項の規定による命令に違反した者

九 (略)

十 第五十七條第一項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。)、第五十八條第一項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。)、第五十九條(第六十六條第二項において準用する場合を含む。)、又は第六十條第一項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者

十一 第五十八條の二第二項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。))の規定による確認を受けずに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄した者

十二 第五十九條の二第二項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。))の規定による確認を受けず、又は第五十九條の二第五項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。))の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬した者

十三 第五十九條の二第八項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者

十四 第六十一條の二第一項の規定による届出をしないで核原料物質を使用し、又は同條第五項(第六十一條の二第五項において

九 第十二 (略)

十三 第六十一條の九の三第一項の規定に違反した者

十四 第六十二條の二第一項又は第二項の条件に違反した者

第八十條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五十七條の八第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項の変更について同條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十七條の八第七項若しくは第八項、第六十一條の九の二第一項若しくは第三項、第六十一條の九の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは第六十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第五十九條第十一項の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定

て準用する場合を含む。))の規定による命令に違反した者

十五 十八 (略)

十九 第六十二條第一項又は第二項の条件に違反した者

二十 第六十六條第一項の規定に違反し、又は同條第四項の規定による命令に違反した者

第八十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十九條の二第二十一項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。))の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は第五十九條の二第二十一項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。))の規定による命令に従わなかつた者

二 第六十一條の二第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項の変更について同條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

による命令に従わなかつた者

四 第六十一条の三第四項若しくは第七項の規定による届出をしないで国際規制物資を使用し、同条第五項若しくは第八項の規定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六項若しくは第九項の規定による届出をしないで国際規制物資を廃棄した者

五 八 (略)

九 第六十二条の三(核原料物質使用者に係る部分に限る。)の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第六十七条第一項(核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第二項、第四項又は第五項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第六十八条第一項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第二項から第四項まで又は第十二項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十二 (略)

三 第六十一条の三第四項の規定による届出をしないで国際規制物資を使用し、同条第五項の規定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六項の規定による届出をしないで国際規制物資を廃棄した者

四 七 (略)

八 第六十一条の九の二第一項若しくは第三項、第六十三条若しくは第六十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第六十七条第一項(製錬事業者等に係る部分を除く。)、第二項、第四項又は第五項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第六十八条第一項(製錬事業者等に係る部分を除く。)、第二項から第四項まで又は第十二項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十一 (略)

第八十条の二 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第八十条の三 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

第八十条の四 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 二 (略)

第八十条の五 第七十六条の二及び第七十六条の三の罪は、刑法第四十条の二の例に従う。

2 第七十八条第三十一号の規定は、日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

第八十一条 (略)

一 (略)

第八十条の二 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

第八十条の三 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

第八十条の四 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 二 (略)

第八十一条 (略)

一 (略)

二 第七十八條第一号、第二号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第三号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第四号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第六号、第七号、第八号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第八号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第十号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十一号、第十二号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十四号、第十五号、第十七号、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十六号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十八号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十九号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、又は第三十号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）一億円以下の罰金刑

三（略）

第八十一条の二（略）

一 第六十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
二 第六十五条第二項又は第六十八条の二の規定による命令に違反したとき。

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料

二 第七十八條第一号、第二号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第三号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第四号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第六号、第七号、第八号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十一号、第十二号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十四号、第十五号、第十七号、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十八号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十九号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、又は第三十号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）一億円以下の罰金刑

三（略）

第八十一条の二（略）

一 第六十六条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
二 第六十六条の二第二項又は第六十八条の二の規定による命令に違反したとき。

第八十二条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処す

に処する。

一（略）
二 第十二条の三第二項（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者
三 第二十二条の二第二項（第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者
四 八（略）
九 第五十九条の二第二項の規定に違反した者
十 第六十一条の九の三第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第八十三条 第六条第二項、第九条第二項、第十六条第二項、第十九条第二項、第二十六条第二項若しくは第三項、第二十六条の二第二項、第三十二条第二項、第四十三条の七第二項、第四十三条の十五第二項、第四十四条の四第二項、第四十六条の六第二項、第五十一条の五第二項、第五十一条の十三第二項、第五十五条第二項、第五十七条の八第三項（同条第二項第一号又は第五号に掲げる事項の變更に係る部分に限る。）又は第六十一条の五第二項の規定による届出を怠つた者は、五万円以下の過料に処する。

る。

一（略）
二 第十二条の三第二項（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十一条の五第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者
三 第二十二条の二の二第二項（第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者
四 八（略）
九 第五十九条の三第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
十 第六十六条第三項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第八十三条 第六条第二項、第九条第二項、第十六条第二項、第十九条第二項、第二十六条第二項若しくは第三項、第二十六条の二第二項、第三十二条第二項、第四十三条の七第二項、第四十三条の十五第二項、第四十四条の四第二項、第四十六条の六第二項、第五十一条の五第二項、第五十一条の十三第二項、第五十五条第二項、第六十一条の二第三項（同条第二項第一号又は第五号に掲げる事項の變更に係る部分に限る。）又は第六十一条の五第二項の規定による届出を怠つた者は、五万円以下の過料に処する。

<p>(外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等)</p> <p>第八十五条 (略)</p> <p>一 第七十八条(第六十二条第一項に係る部分に限る。)、第七十八條の四、第八十条(第六十七条第一項及び第四項並びに第六十八條第一項及び第三項に係る部分に限る。)、又は第八十一条(第六十二条第一項、第六十七条第一項及び第四項並びに第六十八條第一項及び第三項に係る部分に限る。)、の罪に当たる事件であつて外国船舶に係るもの(以下「事件」という。))に關して船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等)</p> <p>第八十五条 (略)</p> <p>一 第七十八条(第六十一条の二の二第一項に係る部分に限る。)、第七十八條の四、第八十条(第六十七条第一項及び第四項並びに第六十八條第一項及び第三項に係る部分に限る。)、又は第八十一条(第六十一条の二の二第一項、第六十七条第一項及び第四項並びに第六十八條第一項及び第三項に係る部分に限る。)、の罪に當たる事件であつて外国船舶に係るもの(以下「事件」という。))に關して船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

○原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第百四十八号)【附則第十條關係】

<p>改正案</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号。第十七條第二項において「規制法」という。)、第二十一条の二、第三十五条、第四十三條の十八、第四十八條、第五十一条の十六、第五十七條第一項若しくは第二項、第五十七條の四、第五十七條の五、第五十八條第一項又は第五十九條第一項の規定により講ずべき措置を講ずることを怠つたとき。</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>現行</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号。第十七條第二項において「規制法」という。)、第二十一条の二、第三十五条、第四十三條の十八、第四十八條、第五十一条の十六、第五十七條第一項若しくは第二項、第五十八條、第五十八條の二第一項、第五十九條又は第五十九條の二第一項の規定により講ずべき措置を講ずることを怠つたとき。</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--

○地価税法（平成三年法律第六十九号）【附則第十一条関係】

改正案	現行
<p>別表第二（第十七条関係） 一・二（略） 三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第十三条第一項（事業の許可）、第二十三条第一項（設置の許可）、第五十一条の二第一項（事業の許可）、第五十二条第一項（使用の許可）若しくは第六十一条の三第一項（使用の許可及び届出等）の許可を受けた者、同法第四十四条第一項（事業の指定）の指定を受けた者又は同法第五十七条の八第一項（核原料物質の使用の届出等）の届出をした者が同法の規定に基づき譲する保安のために必要な措置により定められた土地の区域で財務省令で定めるもの内にある土地等 四〇九（略）</p>	<p>別表第二（第十七条関係） 一・二（略） 三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第十三条第一項（事業の許可）、第二十三条第一項（設置の許可）、第五十一条の二第一項（事業の許可）、第五十二条第一項（使用の許可）若しくは第六十一条の三第一項（使用の許可及び届出等）の許可を受けた者、同法第四十四条第一項（事業の指定）の指定を受けた者又は同法第六十一条の二第一項（核原料物質の使用の届出等）の届出をした者が同法の規定に基づき譲する保安のために必要な措置により定められた土地の区域で財務省令で定めるもの内にある土地等 四〇九（略）</p>

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号）【附則第十二条関係】

改正案	現行
<p>第六十八条の三を第六十八条の四とし、第六十八条の二の次に次の一条を加える。 （包括的核実験禁止条約機関の指定する者等の立入検査等） 第六十八条の三（略） 第七十六条の三を第七十六条の四とし、第七十六条の二の次に次の一条を加える。 （略） 第七十八条第三十一号中「第六十八条の三」を「第六十八条の四」に改める。 第八十条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。 十一 第六十七条の二第一項又は第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p>	<p>第六十八条の二の次に次の一条を加える。 第六十八条の三（略） 第七十六条の四中「前二条」を「第七十六条の二及び前条」に、「刑法第四条の二」を「刑法第四条の二の例に、第七十六条の三の罪は同法第三条」に改め、同条を第七十六条の五とし、第七十六条の三を第七十六条の四とし、第七十六条の二の次に次の一条を加える。 （略） 第八十条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。 十 第六十七条の二第一項又は第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p>

<p>第八十条に次の二号を加える。</p> <p>十四 第六十八条の三第一項の規定による立入り、撮影、測定、視測、調査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>十五 第六十八条の三第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>第八十条の五第一項中「第七十六条の三」を「第七十六条の四」に、「刑法第四条の二」を「刑法第四条の二の例に、第七十六条の三の罪は同法第三条」に改める。</p>	<p>第八十条に次の二号を加える。</p> <p>十三 第六十八条の三第一項の規定による立入り、撮影、測定、視測、調査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>十四 第六十八条の三第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者</p>
---	---

○テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十三年法律第百二十一号）【附則第十三条関係】

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p style="text-align: center;">第二 条 (略)</p> <p>2 改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十六条の二(特定核燃料物質に係る部分を除く。)に係る同法第八十条の五第一項の規定についても、前項と同様とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p style="text-align: center;">第二 条 (略)</p> <p>2 改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十六条の二(特定核燃料物質に係る部分を除く。)に係る同法第七十六条の四の規定についても、前項と同様とする。</p>

